

令和5年3月6日招集

令和5年第3回琴浦町議会定例会

議案説明付属資料

議案第3号	琴浦町犯罪被害者等支援条例の制定について	1
議案第4号	琴浦町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	2
議案第5号	琴浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	3
議案第6号	琴浦町複合交流施設条例の制定について	5
議案第7号	琴浦町情報公開条例の一部改正について	6
議案第8号	琴浦町税条例の一部改正について	7
議案第9号	琴浦町手数料条例の一部改正について	8
議案第10号	琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	9
議案第11号	琴浦町国民健康保険条例の一部改正について	11
議案第12号	琴浦町道路構造の技術的基準に関する条例の一部改正について	12
議案第13号	琴浦町林原育英奨学基金条例の一部改正について	13
議案第14号	琴浦町公民館条例の一部改正について	14
議案第15号	琴浦町農業者トレーニングセンター条例の一部改正について	15
議案第16号	琴浦町立赤碕中学校図書購入基金条例等の廃止について	16

議案第 17 号	令和 4 年度琴浦町一般会計補正予算(第 9 号)·····	17
議案第 18 号	令和 4 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)·····	22
議案第 19 号	令和 4 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)·····	23
議案第 20 号	令和 4 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)·····	24
議案第 21 号	令和 4 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第 2 号)·····	25
議案第 22 号	令和 4 年度琴浦町水道事業会計補正予算(第 4 号)·····	26
議案第 23 号	令和 4 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 5 号)·····	27
議案第 24 号	令和 5 年度琴浦町一般会計予算·····	29
議案第 25 号	令和 5 年度琴浦町国民健康保険特別会計予算·····	54
議案第 26 号	令和 5 年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算·····	56
議案第 27 号	令和 5 年度琴浦町介護保険特別会計予算·····	57
議案第 28 号	令和 5 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算·····	58
議案第 29 号	令和 5 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算·····	59
議案第 30 号	令和 5 年度琴浦町八橋財産区特別会計予算·····	60
議案第 31 号	令和 5 年度琴浦町浦安財産区特別会計予算·····	60
議案第 32 号	令和 5 年度琴浦町下郷財産区特別会計予算·····	60
議案第 33 号	令和 5 年度琴浦町上郷財産区特別会計予算·····	60
議案第 34 号	令和 5 年度琴浦町古布庄財産区特別会計予算·····	60
議案第 35 号	令和 5 年度琴浦町赤碕財産区特別会計予算·····	61

議案第 36 号	令和 5 年度琴浦町成美財産区特別会計予算	61
議案第 37 号	令和 5 年度琴浦町安田財産区特別会計予算	62
議案第 38 号	令和 5 年度琴浦町以西財産区特別会計予算	62
議案第 39 号	令和 5 年度琴浦町水道事業会計予算	64
議案第 40 号	令和 5 年度琴浦町下水道事業会計予算	66
議案第 41 号	建設工事請負契約の変更について(浦安地区公民館改修工事)	68
議案第 42 号	建設工事請負契約の変更について(赤碕ふれあい広場遊具施設外リニューアル工 事)	71
議案第 43 号	財産の取得に係る変更契約の締結について(除雪ドーザー)	72
議案第 44 号	琴浦町三本杉ふるさと分校及び琴浦町南部ふるさと広場の指定管理者の指定につ いて	73
議案第 45 号	琴浦町八橋ふれあいセンターの指定管理者の指定について	74
議案第 46 号	琴浦町きらり団地集会所の指定管理者の指定について	75
議案第 47 号	琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について	76
議案第 48 号	個人情報保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規 約を定める協議について	77

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第3号	議案名	琴浦町犯罪被害者等支援条例の制定について		
目的	犯罪被害者等への支援を推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、条例を制定するもの。				
内容	<p>1 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目的（第1条） 犯罪被害者等の支援に関して、基本理念を定め、並びに町及び町民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。 ○ 基本理念（第3条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進する。 ・ 支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ適切に行う。 ・ 支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行う。 ○ 町の責務（第4条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し町の状況に応じた施策を策定し、及び実施する。 ・ 犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するに当たっては、国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間団体その他の犯罪被害者等の支援を行う者と相互に連携を図る。 ○ 条例に基づく主な支援（第6条、第7条、第8条、第9条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談及び情報の提供（第6条） ・ 見舞金の支給（第7条） ・ 日常生活の支援（第8条） ・ 居住の安定（第9条） 				
補足事項	施行期日 令和5年4月1日				

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第4号	議案名	琴浦町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について		
目的	地方公務員法第26条の3に規定される高齢者部分休業制度を導入するために必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。				
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>(1) 高齢者部分休業制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○55歳を超える正規職員（管理職、臨時的任用職員、任期付職員、非常勤職員を除く）が申請した場合に、公務の運営に支障がないと認められるときには、承認を受けて休業ができる制度 ○承認の時間は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位で設定（19時間20分まで） ○承認の期間は、承認開始の日から定年退職日まで（短期取得はできない） ○任命権者は、高齢者部分休業職員の業務を処理するための措置が著しく困難になった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の取り消しや、休業時間（1週間当たりの勤務しない時間）の短縮ができる。 ○高齢者部分休業を既に行っている職員から休業時間の延長申出があった場合で、公務の運営に支障がないと認められるときには、部分休業時間の延長が承認される。 ○給与面の取扱は下記のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給 ・勤務しなかった日数を勤勉手当在職期間から除算（期末手当在職期間からは当該日数の2分の1を除算） ・退職手当については、部分休業承認を受けている期間（月数）の2分の1を在職期間から除算（鳥取県町村職員退職手当組合条例にて規定） <p>(2) 導入背景</p> <p>高齢者部分休業は平成16年の地方公務員法改正で創設された制度。制度に関する必要事項は条例で定めることとなっており、豊富な知識・技術、経験を持つ高齢職員の活用のため令和5年4月から開始される定年延長に合わせて、高齢職員の働き方の選択枝の一つとして国が各自治体に導入を求めている。町村退職手当組合での退職手当に関する高齢者部分休業についての取扱がこの2月に決定したのを受けて、定年延長制度開始に合わせての導入を行う。</p>				
補足事項	施行期日 令和5年4月1日				

令和5年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第5号	議案名	琴浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について			
目的	これまで各自治体が条例を根拠に適用していた個人情報の保護に係る規律が令和5年度より法定化され、全国統一ルールで運用されることに伴い、所要の整備を行うもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体の個人情報等の取扱いについて、法で全国的なルールが規定されることとなり、令和5年4月1日から各自治体へもこの改正法が直接適用されることになった。そのため、現行の琴浦町個人情報保護条例を廃止するとともに、改正法の施行に関し必要な事項を定めた琴浦町個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新規条例」という）を制定するもの。</p> <p>改正法でほとんどのことが規定されるため、条例で定めることができる項目は限られる。</p> <p>2 新規条例内容</p> <p>(1) 開示請求に係る手数料（第4条）</p> <p>現行の琴浦町個人情報保護条例と取扱いを変えず、手数料は無料とし、写しの交付に係る実費負担のみとする。</p> <p>(2) 開示決定等の期限（第5条、第6条）</p> <p>現行の琴浦町個人情報保護条例と取扱いを変えず、開示決定の期限は請求があった日の翌日から15日以内とする。なお、事務処理上の困難等正当な理由がある場合は、30日以内に限り延長することができるよう規定する。また、大量な請求により45日を超える場合は、請求者に通知するとともに、相当の期間内に開示決定をするよう規定する。</p> <p>(3) 審査会への諮問</p> <p>琴浦町個人情報保護条例の廃止に伴い、琴浦町個人情報保護審査会はなくなるため、鳥取県個人情報保護審査会へ事務を委託する。開示決定等に対する審査請求については、法律の規定により県の審査会へ諮問し、それとは別に、専門的知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合を条例で規定することができるため、「新条例の改廃等の重要事項の審議」、「安全管理基準を定める場合」、「町の機関での個人情報の取扱いの運用細則を定める場合」の3つの場合を規定。</p>					

	<p>3 その他の改正（附則制定事項）</p> <p>(1) 廃止 琴浦町個人情報保護条例</p> <p>(2) 改正</p> <p>ア 琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例 引用を「琴浦町個人情報保護条例」から「個人情報の保護に関する法律」 へ改正。</p> <p>イ 琴浦町附属機関条例 琴浦町個人情報保護審査会の項目を削除。</p>
補足事項	<p>施行期日 令和5年4月1日</p>

令和5年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第6号	議案名	琴浦町複合交流施設条例の制定について			
目的	町が贈与を受けた旧社会福祉センターについて、町有施設として設置するにあたり条例を制定するもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>琴浦町社会福祉協議会より町が贈与を受けた旧社会福祉センターについて、町有施設として位置づけるもの。</p> <p>2 新規条例の概要</p> <p>(1) 設置について (第1条)</p> <p>生涯学習やコミュニティ活動、地域福祉その他の公益の推進など多様な事業を行う複合的な施設として位置づける。</p> <p>(2) 複合施設の構成 (第4条)</p> <p>①琴浦町公民館条例に定める浦安地区公民館</p> <p>②コミュニティ活動の推進並びに地域福祉その他の公益の増進のため町長が必要と認める施設</p> <p>(3) 複合施設の管理 (第5条)</p> <p>管理は町長が行う。ただし、浦安地区公民館については公民館条例に定めるところにより管理する。</p>					
補足事項	施行期日 令和5年4月1日					

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第7号	議案名	琴浦町情報公開条例の一部改正について		
目的	改正後の個人情報の保護に関する法律との整合性を図るため、不開示情報等の改正を行う。				
内容	<p>1 改正の概要</p> <p>(1) 定義(第2条)</p> <p>実施機関に公営企業管理者と財産区を追加。</p> <p>現行条例では、「町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員、水道事業管理者、議会」が実施機関として定めてあり、今回、水道事業管理者と、下水道事業管理者の権限を行う町長を合わせ「公営企業管理者」として追加する。財産区については、改正個人情報保護法上地方公共団体の機関に含まれ、町の情報公開条例中でも実施機関として明文化する。</p> <p>(2) 公文書の開示義務(第7条)</p> <p>改正個人情報保護法の不開示情報(開示することができない情報)と町情報公開条例の不開示情報の判断基準を合わせるため、以下の改正を行う。</p> <p>ア 不開示情報の規定中、町の実施機関に、「国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体その他の公共団体)」を追加し、町の機関だけでなく国等が行う事務・事業についても遂行に支障がある場合は不開示とする。</p> <p>イ 改正個人情報保護法に合わせ、「租税の賦課若しくは徴収」の文言を追加し、不開示の対象とする。</p> <p>ウ 改正個人情報保護法に合わせ、他の地方公共団体が経営する企業等の事業で経営上の利益を害するおそれのある情報も不開示の対象とする。</p> <p>エ 改正個人情報保護法に合わせ、少人数学級における小・中学校の基礎学力調査結果について不開示情報から除くため号を削除。</p> <p>オ 改正個人情報保護法に合わせ、附属機関等の合議制機関が不開示と決定した審議資料等は不開示情報から除くため号を削除。</p>				
補足事項					

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	税務課	種別	条例									
議案番号	議案第8号	議案名	琴浦町税条例の一部改正について											
目的	町民税所得割の寄附金税額控除対象となる特定非営利活動法人の指定期間の更新をするもの。													
内容	<p>※県の指定更新に伴い、町に指定更新申出書が提出されたもの。</p> <p>1 寄附金税額控除対象となる特定非営利活動法人について 地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号に規定されている、「町民税の控除対象とする住民の福祉の増進に寄与する寄附金」は、町の条例で定めることになっている。</p> <p>今回、県の指定更新(県民税の控除対象)【令和4年12月22日議決】を受けた法人から町に指定更新申し出があり、琴浦町控除対象特定非営利活動法人の指定等の手続に関する要綱(平成30年琴浦町訓令第50号)に基づき審査したところ、適切と認められるため当該条例で期間の更新をするもの。</p> <p>2 指定更新法人概要</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>期間</th> <th>申出</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人ハーモニカレッジ</td> <td>八頭郡八頭町才代299</td> <td>令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで</td> <td>令和4年12月29日</td> <td>動物や自然を媒体とした、青少年の健全育成及び社会教育の推進に寄与する</td> </tr> </tbody> </table>					団体名	所在地	期間	申出	事業内容	特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで	令和4年12月29日
団体名	所在地	期間	申出	事業内容										
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで	令和4年12月29日	動物や自然を媒体とした、青少年の健全育成及び社会教育の推進に寄与する										
補足事項	施行期日 公布の日													

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	町民生活課	種別	条例
議案番号	議案第9号	議案名	琴浦町手数料条例の一部改正について		
目的	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されたことに伴い、J-LISが個人番号カードの再交付手数料の徴収主体となったことから、所要の改正を行うもの。</p>				
内容	<p>1 概要</p> <p>町が申請者からマイナンバーカードの再交付手数料を徴収し歳入とし、同額を交付金として地方公共団体システム機構（以下「J-LIS」という）に支払いを行っていたが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が一部改正され、J-LISをマイナンバーカードの発行主体として位置づけ、手数料の徴収についてもJ-LISが行うことになった。</p> <p>2 改正内容</p> <p>法改正により、マイナンバーカードに係る再交付手数料の徴収の事務については、J-LISが行うことになる。町は申請者から手数料を徴収するが町の歳入とはせず、歳入歳出外現金として一旦預かり、J-LISに支払うことになる。</p> <p>手数料条例第2条の別表に規定するマイナンバーカードの再交付手数料額は不要になり削除をする。</p>				
補足事項	<p>施行期日 公布の日</p>				

令和5年3月定例議会 議案概要			担当課	子育て応援課	種別	条例
議案番号	議案第10号	議案名	琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について			
目的	<p>「学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部改正」、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正」及び「懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部改正」により、関係する条例の一部を改正するもの。</p>					
内容	<p>1 各府省令等の改正の概要</p> <p>①学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部改正 認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受け、学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部改正が行われた。</p> <p>②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正 児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定、業務継続計画策定等の努力義務化など、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正が行われた。</p> <p>③懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部改正 民法等改正法の施行に伴い、懲戒権の規定の削除、子の人格の尊重等に関する規定の新設など、関連する児童福祉法施行規則その他の児童福祉関係府省令の規定について改正が行われた。</p> <p>2 改正対象となる町条例とその主な内容</p> <p>(1) 琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全計画の策定、研修等の実施義務の追加（第7条の2） ※②関連 ・自動車を運行する場合の乳幼児の所在確認、見落としを防止する装置の設置義務の追加（第7条の3） ※①関連 ・懲戒権の規定の削除（第13条） ※③関連 ・感染症等に対する措置の内容を明記（第14条） ※②関連 <p>※「家庭的保育事業所」は現在、町内に該当の保育施設なし。 (参考) 家庭的保育事業所：主に0歳から2歳児までの児童を対象とした小規模保育施設。</p>					

	<p>(2) 琴浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒権の規定の削除（第26条） ※③関連 <p>(3) 琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全計画の策定、研修等の実施義務の追加（第6条の2） ※②関連 ・自動車を運行する場合の児童等の所在確認の追加（第6条の3） ※①関連 ・業務継続計画の策定等の追加（第12条の2） ※②関連 ・感染症等に対する措置の内容を明記（第13条） ※②関連
補足事項	<p>施行期日 令和5年4月1日 ただし、懲戒権削除に係る改正部については公布の日から施行</p>

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	条例									
議案番号	議案第11号	議案名	琴浦町国民健康保険条例の一部改正について											
目的	国民健康保険に加入する妊産婦の出産育児一時金を引き上げ、経済的な負担軽減を図るため、琴浦町国民健康保険条例の一部を改正するもの。													
内容	<p>1 概要</p> <p>健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第23号)が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日より出産育児一時金は40.8万円から48.8万円に引き上げられることとなった。</p> <p>国民健康保険被保険者の出産育児一時金給付額は各自治体が条例で定めることとなっており、妊産婦の経済的負担軽減を図るため、琴浦町国民健康保険条例の出産育児一時金の額を48.8万円に改正するもの。</p> <p>2 現行</p> <p>国民健康保険の被保険者が出産した際に世帯主に支給される出産育児一時金の額は40.8万円で、これに産科医療補償制度の対象となる出産の場合は1.2万円を加算し、総額42万円を国保会計から給付している。</p> <div style="text-align: center;"> <p>合計42万円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">【改正前】 (~R5.3.31)</td> <td style="width: 60%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>出産育児一時金 40.8万円</p> </div> </td> <td style="width: 25%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>加算部分 1.2万円</p> </div> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>増額分 8万円</p> </div> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>【改正後】 (R5.4.1~)</td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>出産育児一時金 48.8万円</p> </div> </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>加算部分 1.2万円</p> </div> </td> </tr> </table> <p>合計50万円</p> </div>					【改正前】 (~R5.3.31)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>出産育児一時金 40.8万円</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>加算部分 1.2万円</p> </div>		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>増額分 8万円</p> </div>		【改正後】 (R5.4.1~)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>出産育児一時金 48.8万円</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>加算部分 1.2万円</p> </div>
【改正前】 (~R5.3.31)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>出産育児一時金 40.8万円</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>加算部分 1.2万円</p> </div>												
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>増額分 8万円</p> </div>													
【改正後】 (R5.4.1~)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>出産育児一時金 48.8万円</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>加算部分 1.2万円</p> </div>												
補足事項	改正後の琴浦町国民健康保険条例の規定は、令和5年4月1日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。													

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第12号	議案名	琴浦町道路構造の技術的基準に関する条例の一部改正について		
目的	<p>琴浦町道路構造の技術的基準に関する条例の歩道や自転車道の規定の中に、自転車通行帯(車道の外側に設置する自転車通行部分)について追加するよう、一部改正を行うもの。</p>				
内容	<p>1 概要 平成31年4月25日に「道路構造令」が改正され、自転車通行帯について規定されたことに伴い、鳥取県も条例を改正し、県内市町村に同様の条例改正を推進しているため、この条例の一部改正について、議会の議決を得るもの。</p> <p>2 改正内容 歩道や自転車道の規定の中に、自転車通行帯(車道の外側に設置する自転車通行部分)を追加するもの。</p> 				
補足事項	<p>施行期日 令和5年4月1日</p>				

令和5年3月定例議会 議案概要			担当課	教育総務課	種別	条例
議案番号	議案第13号	議案名	琴浦町林原育英奨学基金条例の一部改正について			
目的	基金限度額を削除するもの。					
内容	<p>1 改正理由</p> <p>基金の上限額が定められているが、現行の運用状況にあわせてこれを削除するもの。</p>					
補足事項	施行期日 公布の日					

令和5年3月定例議会 議案概要			担当課	社会教育課	種別	条例
議案番号	議案第 14 号	議案名	琴浦町公民館条例の一部改正について			
目 的	浦安地区公民館の移転に伴い、位置を変更するもの。					
内 容	<p>浦安地区公民館が移転することに伴い、位置（所在地）を変更するもの。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。</p> <p>表内、位置について、</p> <p>【改正後】 琴浦町大字浦安 123 番地 1</p> <p>【改正前】 琴浦町大字浦安 152 番地 3</p>					
補足事項	施行期日 令和5年4月1日					

令和5年3月定例議会 議案概要			担当課	社会教育課	種別	条例
議案番号	議案第 15 号	議案名	琴浦町農業者トレーニングセンター条例の一部改正について			
目 的	<p>琴浦町公共施設予約システムの利用開始により、申請書以外での予約もできるようになることから、現在休館日としている月曜日も予約、利用できるものとし、利便性向上を図るもの。</p>					
内 容	<p>現在、月曜日は休館日に指定しているが、この条文を削除し、月曜日も利用できるよう改正するもの。</p> <p>【改正後】 (休館日) 第5条 トレーニングセンターの休館日は、<u>12月29日から翌年1月3日までとする</u>。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>【改正前】 (休館日) 第5条 トレーニングセンターの休館日は、<u>毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときはその翌日)、12月29日から翌年1月3日までとする</u>。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>					
補足事項	<p>施行期日 公布の日</p>					

令和5年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第16号	議案名	琴浦町立赤碕中学校図書購入基金条例等の廃止について			
目的	琴浦町立赤碕中学校図書購入基金条例等の廃止について					
内容	<p>1 概要 下記の基金条例について、一括して廃止するもの。</p> <p>2 廃止を行う基金条例 (1) 琴浦町立赤碕中学校図書購入基金条例(平成16年琴浦町条例第70号) (2) 琴浦町農業集落排水事業推進基金条例(平成16年琴浦町条例第80号) (3) 琴浦町下水道事業推進基金条例(平成16年琴浦町条例第84号)</p> <p>3 廃止理由 令和5年度当初予算にて、各種基金を取崩すことにより、基金残高がゼロとなる見込みであり、今後の積立ても見込まれないことから廃止する。</p>					
補足事項	施行期日 令和5年5月31日					

令和5年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第17号	議案名	令和4年度琴浦町一般会計補正予算(第9号)			
目的	国の令和4年度補正予算を受けて、ため池防災減災対策推進事業及び学校保健特別対策事業を追加するほか、ふるさと納税の寄附金増額に伴うふるさと納税事業、農地耕作条件改善事業など各種事業の追加、令和4年度の事業費確定及び決算見込みによる減額補正を行うもの。					
内容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	12,363,909		△12,312	12,351,597		
	2 補正内容					
	歳入予算の主な計上内容については、次のとおりである。					
	[単位：千円]					
	款名称等	補正額	主な補正内容等			
	町税	△4,017	・法人税(現年) △4,592			
	地方消費税交付金	19,192	・地方消費税交付金 19,192			
	国庫支出金	△6,905	・社会資本整備総合交付金 △21,648 ・道路交通安全施設等整備事業費補助金 17,194			
県支出金	△41,626	・農業用施設災害復旧費過年度補助金 △23,184 ・担い手確保・経営強化支援事業費補助金 △7,046 ・農地災害復旧費過年度補助金 △6,027 ・機構集積協力金交付事業費補助金 △4,600				
寄附金	8,600	・ふるさと未来夢寄附金 8,600				
町債	4,600	・農村地域防災・減災事業(補正予算債) 13,200 ・部落自治振興事業 5,100 ・私立こども園大規模修繕事業 △7,500 ・しらとりこども園空調更新事業 △4,900				
その他	7,844	・財産収入(基金利子) 5,203				
合計	△12,312					

歳出の主な計上内容については、事業費の確定及び決算見込みによる減額補正等のほか、次のとおりである。

(1) ため池防災減災対策推進事業 [11,550 千円]

ア 事業説明

国の補正予算を受けて、県営ため池整備事業（松谷第3ため池改修事業）を早期に対応するため、事業費の11%を町として負担する。
（令和5年度繰越事業）

イ 経費

県営農地防災事業負担金 [11,550 千円]

ウ 財源

町債 [11,700 千円]

一般財源 [△150 千円]

(2) 学校保健特別対策事業 [6,300 千円]

ア 事業説明

新型コロナウイルス感染症対策として必要な消耗品を、小中学校に整備する。（1校あたり上限90万円）（令和5年度繰越事業）

イ 経費

消耗品費 [6,300 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [3,150 千円]

一般財源 [3,150 千円]

(3) ふるさと納税事業 [10,402 千円]

ア ふるさと納税寄附金の状況

[単位：千円]

歳入区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
ふるさと未来 夢寄附金	356,900	8,100	365,000
企業版ふるさと 納税地方創 生寄附金	1,000	500	1,500
合計	357,900	8,600	366,500

イ 事業説明

ふるさと納税の寄附金増額に伴い、返礼品など必要な経費を増額するほか、クラウドファンディング型ふるさと納税の応募が無いことから補助金を減額する。

ウ 経費

返礼品 [4,500 千円]
 ふるさと納税ポータルサイト委託料 [825 千円]
 ふるさと未来夢支援補助金 [△4,000 千円]
 ふるさと未来夢基金積立金・利子積立金 [8,518 千円]
 企業版ふるさと納税地方創生基金積立金・利子積立金 [559 千円]

エ 財源

ふるさと未来夢寄附金 [8,600 千円]
 ふるさと未来夢基金繰入金 [1,300 千円]
 財産収入 [427 千円]
 一般財源 [75 千円]

(4) 農地耕作条件改善事業 [1,300 千円]

ア 事業説明

水路改修工事について、水量の増加による排水ポンプや、残土処理の方法等に変更が必要となり工事費を増額する。(令和5年度繰越事業)

イ 経費

水路改修工事 [1,300 千円]

ウ 財源

県支出金 [2,100 千円]
 地元負担金 [△1,459 千円]
 町債 [200 千円]
 一般財源 [459 千円]

(5) 商工街路灯に係る損害賠償金 [160 千円]

ア 事業説明

令和4年1月20日、国道9号沿いの商工街路倒壊により破損したガードレールの修繕にかかる費用を賠償する。

イ 経費

賠償金 [160 千円]

ウ 財源

総合賠償補償保険料 [160 千円]

(6) 気象災害による農業施設等復旧対策事業 [668 千円]

ア 事業説明

令和5年1月24日以降に発生した大雪により被災した農業用ハウス1棟の復旧を支援する。(令和5年度繰越事業)

イ 経費

園芸施設等復旧対策事業費補助金 [668 千円]

ウ 補助率

農業用ハウス 2 / 3 補助

エ 財源

県支出金 [333 千円]

一般財源 [335 千円]

(7) 放課後健全育成事業 [60 千円]

ア 事業説明

私立放課後児童クラブが新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休業した際の利用料減免分を補助する。

イ 経費

放課後健全育成補助金 [60 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [20 千円]

県支出金 [20 千円]

一般財源 [20 千円]

(8) 国県返納金 [1,026 千円]

ア 事業説明

平成30年度～令和2年度「子どものための教育・保育給付交付金」について、実績報告額の訂正による交付確定額の差額分を国・県へ返納する。

イ 経費

返納金 [1,026 千円]

ウ 財源

その他雑入（返納金） [1,026 千円]

(9) 減額事業 [△68,816 千円]

ア 中止等による主な減額事業

[単位：千円]

事業名	金額
担い手育成対策事業	△7,046
農地中間管理事業	△4,600
生涯学習センター管理費	△3,745
水産振興対策事業	△1,334
森林病虫害等駆除事業	△1,121
畜産振興対策事業	△710
商工業の振興	△286
スポーツ・運動推進事業	△270
日韓友好交流公園管理運営	△200
林業振興対策事業	△150

(10) 財政調整基金積立金 [12,400 千円]

執行残額等については、今後の経済不況による税収減や災害の発生等に備えるため、財政調整基金へ積み立てる。

[単位：千円]

基金名	補正前年度末残高 見込額	今回積立額	補正後年度末残高 見込額
財政調整基金	951,818	12,400	964,218

3 繰越明許費

主な追加

[単位：千円]

事業名	金額
学校保健特別対策事業	6,300
農地耕作条件改善事業	14,310
ため池防災減災対策推進事業	28,050
河川維持管理事業	9,660
赤碕中学校自転車置場改修事業	12,727

補足事項

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算						
議案番号	議案第18号	議案名	令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)								
目的	国民健康保険税や保険給付費の実績見込みに伴い、補正を行うもの。										
内容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,017,737</td> <td>21,062</td> <td>2,038,799</td> </tr> </tbody> </table>					補正前予算額	補正額	補正後予算額	2,017,737	21,062	2,038,799
	補正前予算額	補正額	補正後予算額								
2,017,737	21,062	2,038,799									
<p>2 主な計上内容</p> <p>(1) 保険給付費[7,496千円]</p> <p>ア 事業説明 保険給付費の実績見込みにより経費の増額を行うもの。</p> <p>イ 経費 (ア) 一般被保険者療養給付費[2,205千円] (イ) 一般被保険者療養費[4,288千円] (ウ) 一般被保険者高額療養費[1,003千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 県支出金(普通交付金)[7,496千円]</p> <p>(2) 基金積立金[13,566千円]</p> <p>ア 事業説明 保険税の増額見込みに伴い、財政調整基金に積み立てるもの。</p> <p>イ 財源 (ア) 国民健康保険税[16,965千円] (イ) 一般会計繰入金[△4,453千円] (ウ) 基金積立金利子、延滞金[1,054千円]</p>											
補足事項	令和4年度基金残高(見込)70,418千円										

令和5年3月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第19号	議案名	令和4年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第5号)			
目的	介護給付費等の実績見込みに伴い、補正を行うもの。					
内 容	1 補正額[単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	2,262,503		904		2,263,407	
内 容	2 主な計上内容					
	(1) 保険給付費[0千円]					
	ア 事業説明					
	介護給付費の実績見込みにより組み替えを行うもの。					
	イ 経費					
	(ア) 介護サービス等諸費[△4,000千円]					
	(イ) 介護予防サービス等諸費[3,000千円]					
	(ウ) 高額サービス等費[1,000千円]					
	ウ 財源					
	(ア) 保険料[△11千円]					
	(イ) 国庫支出金[211千円]					
	(ウ) 県支出金[△200千円]					
内 容	(2)基金積立金[893千円]					
	ア 事業説明					
	介護給付費準備基金の利子を基金に積み立てるもの。					
	イ 財源					
	財産収入(基金積立金利子)[893千円]					
補足事項	令和4年度基金残高(見込)412,531千円					

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第20号	議案名	令和4年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)		
目的	保険料収入の実績見込みに伴い、補正を行うもの。				
内 容	1 補正額[単位：千円]				
	補正前予算額		補正額	補正後予算額	
	249,887		7,000	256,887	
内 容	2 計上内容				
	(1) 後期高齢者医療広域連合納付金[7,000千円]				
	ア 事業説明				
	保険料収入の増加に伴い、負担金の増額を行うもの。				
	イ 経費				
	後期高齢者医療広域連合納付金[7,000千円]				
	ウ 財源				
	後期高齢者医療保険料[7,000千円]				
補足事項					

令和5年3月定例議会 議案概要			担当課	農林水産課	種別	予算
議案番号	議案第21号	議案名	令和4年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第2号)			
目的	発電実績見込による歳入減額、歳出実績見込による減額及び災害準備積立基金の増額を行うもの。					
内容	1 補正額[単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	30,733		△2,175		28,558	
内容	2 主な計上内容					
	(1) 電気事業費用[△672千円]					
	ア 事業説明					
	基金利息の増額、歳出実績見込による増減額分を災害準備積立基金に充てるもの。また、機器補修に伴い繰入金を修繕積立基金に組み替えるもの。					
	イ 経費					
	(ア) 旅費[△15千円]					
	(イ) 需用費[△1,077千円]					
	(ウ) 役務費[4千円]					
	(エ) 工事請負費[△125千円]					
	(オ) 積立金[773千円]					
	(カ) 公課費[△232千円]					
	ウ 財源					
	(ア) 電力料[△23千円]					
	(イ) 預金利息[23千円]					
	(ウ) 基金繰入金[△8,099千円]					
	(エ) 修繕積立基金繰入金[7,427千円]					
内容	(2) 予備費[△1,503千円]					
	ア 事業説明					
	発電実績見込による歳入減額による減額を行うもの。					
	イ 財源					
	電力料[△1,503千円]					
補足事項						

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第22号	議案名	令和4年度琴浦町水道事業会計補正予算(第4号)		
目的	工事の実績見込みによる減価償却費の増額及び県道工事の設計変更に伴う負担金、工事請負費の減額を行うもの。				
内 容	1 補正額				
	■収入 単位：千円				
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
	収益的収入	325,671	0	325,671	
	資本的収入	130,300	△7,750	122,550	
	■支出 単位：千円				
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
	収益的支出	273,405	73	273,478	
	資本的支出	288,302	△15,305	272,997	
	2 主な計上内容				
(1) 収入 資本的収入[△7,750 千円]					
ア 事業説明					
県道工事の設計変更による水道管移設工事の一部中止に伴い、負担金の減額を行う。					
(2) 支出 収益的支出[73 千円]					
ア 事業説明					
工事の実績見込みによる減価償却費の増額を行う。					
イ 経費					
営業費用：73 千円					
減価償却費 73 千円					
ウ 財源					
一般財源：73 千円					
(3) 支出 資本的支出[△15,305 千円]					
ア 事業説明					
県道工事の設計変更に伴う配水管布設替工事請負費の減額を行う。					
イ 経費					
建設改良費：△15,305 千円					
ウ 財源					
負担金：△7,750 千円(県) 一般財源：△7,555 千円					
補足事項					

令和5年3月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第23号	議案名	令和4年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第5号)			
目的	実績見込みによる補正を行うもの。					
内 容	1 補正額					
	■収入 単位：千円					
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的収入	942,755	△17,608	925,147		
	資本的収入	291,236	943	292,179		
	■支出 単位：千円					
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的支出	938,857	8,211	947,068		
	資本的支出	569,369	△919	568,450		
	2 主な計上内容					
(1) 収入 収益的収入[△17,608千円]						
ア 事業説明						
下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料の収入見込みによる減額のほか、長期前受金戻入の精査、令和3年度分消費税還付金の確定による補正を行う。						
イ 経費						
営業収益：△886千円						
下水道使用料 △1,027千円						
農業集落排水処理施設使用料 141千円						
営業外収益：4,269千円						
長期前受金戻入 4,269千円						
特別利益：△20,991千円						
過年度損益修正益 △20,991千円						
(2) 収入 資本的収入[943千円]						
ア 事業説明						
受益者負担金及び分担金の収入見込みによる増額を行う。						
イ 経費						
負担金：943千円						

	<p style="text-align: center;"> 受益者負担金 $\Delta 1,670$ 千円 受益者分担金 $2,613$ 千円 </p> <p>(3) 支出 収益的支出[8,211 千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p style="padding-left: 2em;">委託業務の契約請差・業務の精査による減額のほか、受益者負担金の事業充当分確定による基金積立金の減額、減価償却費・資産減耗費の精査による確定。</p> <p>イ 経費</p> <p style="padding-left: 2em;"> 営業費用：5,441 千円 処理場費 $\Delta 1,600$ 千円 総係費 $1,652$ 千円 減価償却費 $9,315$ 千円 資産減耗費 $\Delta 3,926$ 千円 営業外費用：2,707 千円 企業債利息 $\Delta 38$ 千円 消費税及び地方消費税 $2,745$ 千円 特別損失：63 千円 過年度損益修正損 63 千円 </p> <p>ウ 財源</p> <p style="padding-left: 2em;"> 一般会計繰入金 $5,414$ 千円 一般財源 $2,797$ 千円 </p> <p>(4) 支出 資本的支出[$\Delta 919$ 千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p style="padding-left: 2em;">受益者負担金前納報奨金（3条予算へ振替）による減額等。</p> <p>イ 経費</p> <p style="padding-left: 2em;"> 建設改良費：$\Delta 920$ 千円 報償費 $\Delta 920$ 千円 企業債償還金：1 千円 下水道事業債償還金 1 千円 </p> <p>ウ 財源</p> <p style="padding-left: 2em;">一般財源 $\Delta 919$ 千円</p>
補足事項	

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第24号	議案名	令和5年度琴浦町一般会計予算		
目的	令和5年度の一般会計当初予算へ各種事業経費を計上するもの。				
内 容	1 予算額 [単位：千円]				
	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減率	
	12,175,000	10,530,000	+1,645,000	+15.6%	
	2 主な計上内容				
	歳入の主な計上内容等については、次のとおりである。				
	(1) 町税	1,745,597千円	(+24,532千円、+1.4%)		
	ア 町民税個人(現年)	578,013千円	(+8,613千円、+1.5%)		
	イ 固定資産税(現年)	897,798千円	(+15,214千円、+1.7%)		
	ウ 軽自動車税(現年)	78,375千円	(+2,739千円、+3.6%)		
	(2) 法人事業税交付金	28,554千円	(+4,544千円、+18.9%)		
(3) 地方消費税交付金	412,860千円	(+28,734千円、+7.5%)			
(4) 地方交付税	4,370,000千円	(+60,000千円、+1.4%)			
ア 普通交付税	4,150,000千円	(+50,000千円、+1.2%)			
イ 特別交付税	220,000千円	(+10,000千円、+4.8%)			
(5) 繰入金	676,084千円	(+170,522千円、+33.7%)			
ア 基金繰入金	666,075千円	(+184,920千円、+38.4%)			
①財政調整基金繰入金	175,500千円	(+60,000千円、+52.2%)			
②ふるさと未来夢基金繰入金	374,400千円	(+24,400千円、+7.0%)			
イ 特別会計繰入金	10,009千円	(△14,398千円、△59.0%)			
(6) 町債	1,628,100千円	(+1,170,200千円、+256%)			
ア 臨時財政対策債	38,000千円	(△60,000千円、△61.2%)			
イ 過疎対策事業債	1,261,600千円	(+1,126,900千円、+837%)			
(7) 国庫支出金	1,104,797千円	(+52,448千円、+5.0%)			
ア デジタル田園都市国家構想交付金	15,014千円	(+15,014千円、皆増)			
イ 新型コロナウイルスワクチン接種費用国庫負担金					

	17,561 千円 (+17,561 千円、皆増)
ウ	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 10,584 千円 (+10,584 千円、皆増)
エ	道路交通安全施設等整備事業費補助金 24,200 千円 (+24,200 千円、皆増)
オ	公立学校施設整備費補助金 15,326 千円 (+15,326 千円、皆増)
(8)	県支出金 1,232,741 千円 (+151,705 千円、+14.0%)
ア	林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金 83,462 千円 (+83,462 千円、皆増)
イ	鳥取梨生産振興事業費補助金 88,839 千円 (+56,214 千円、+172%)
ウ	園芸産地活力増進事業費補助金 20,275 千円 (+20,275 千円、皆増)
エ	漁業経営開始円滑化事業費補助金 15,000 千円 (+15,000 千円、皆増)
オ	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業費補助金 33,209 千円 (+28,318 千円、+579%)
歳出の主な計上内容等については、次のとおりである。	
(1)	総務費 3,062,428 千円 (+1,145,242 千円、+59.7%)
ア	ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業 982,818 千円 (+982,818 千円、皆増)
イ	移住定住促進事業 37,695 千円 (+21,160 千円、+128%)
ウ	庁舎管理 72,844 千円 (+46,025 千円、+172%)
エ	デジタル田園都市国家構想事業(母子健康管理システム導入事業) 30,029 千円 (+30,029 千円、皆増)
オ	生活困窮世帯等光熱費助成事業 29,099 千円 (+29,099 千円、皆増)
(2)	民生費 3,343,762 千円 (+61,343 千円、+1.9%)
ア	障がい者自立支援給付費 557,658 千円 (+7,203 千円、+1.3%)
イ	放課後健全育成事業 57,348 千円 (+43,374 千円、+310%)
ウ	東伯隣保館運営費 31,120 千円 (+28,643 千円、+1156%)
エ	後期高齢者医療事務(特別会計繰出金等) 374,318 千円 (+37,080 千円、+11.0%)
オ	私立こども園大規模修繕事業 0 千円 (△22,823 千円、皆減)

(3)	衛生費	528,360千円 (+40,016千円、+8.0%)
ア	じん芥処理事業	223,769千円 (+13,097千円、+6.2%)
イ	水道安定供給事業	12,560千円 (+12,560千円、皆増)
ウ	エコライフサイクル確立事業	10,833千円 (+3,552千円、+48.8%)
(4)	農林水産業費	1,105,403千円 (+24,819千円、+2.3%)
ア	田越・笠見地区浸水対策事業	56,479千円 (+54,479千円、+2724%)
イ	果樹振興対策事業	102,488千円 (+47,190千円、+85.3%)
ウ	農地耕作条件改善事業	0千円 (△46,000千円、皆減)
エ	農業後継者育成対策事業	27,229千円 (△28,744千円、△51.4%)
オ	水産業振興対策事業	39,181千円 (+27,606千円、+239%)
(5)	商工費	159,933千円 (+24,019千円、+17.7%)
ア	一向平キャンプ場の管理と清掃活動事業	26,983千円 (+20,888千円、+343%)
イ	白鳳祭	6,000千円 (+2,000千円、+50%)
ウ	琴浦町未来人材奨学金返還金支援事業	3,455千円 (△4,570千円、△56.9%)
(6)	土木費	1,057,738千円 (+158,400千円、+17.6%)
ア	住宅管理事業	91,269千円 (+66,090千円、+263%)
イ	公共下水道事業繰出金	409,930千円 (+53,547千円、+15.0%)
ウ	空き家対策事業	36,668千円 (+10,847千円、+42.0%)
エ	防災減災浸水被害防止対策事業	42,000千円 (+42,000千円、皆増)
オ	町道等改良整備事業	278,667千円 (△832千円、△0.3%)
(7)	消防費	342,166千円 (+52,221千円、+18.0%)
ア	非常備消防事務経費	68,832千円 (+34,349千円、+99.6%)
イ	常備消防費	250,386千円 (+9,487千円、+3.9%)
(8)	教育費	1,046,181千円 (+174,647千円、+20.0%)
ア	小学校管理費	91,557千円 (+56,289千円、+160%)
イ	中学校管理費	38,406千円 (+16,944千円、+78.9%)
ウ	学校給食事業	181,015千円 (+13,234千円、+7.9%)
エ	生涯学習センター管理費	52,124千円 (+22,158千円、+73.9%)
オ	浦安地区公民館移転事業	72,380千円 (+29,450千円、+68.6%)

カ 特別史跡斎尾廃寺跡指定地買上事業
11,775 千円 (+11,775 千円、皆増)

- (9) 公債費 1,400,155 千円 (△39,399 千円、△2.7%)
 ア 起債償還元金 1,341,494 千円 (△31,407 千円、△2.3%)
 イ 起債償還利子・一時借入金利子
 58,661 千円 (△7,992 千円、△12.0%)

1. 総務課

- (1) ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業 [982,818 千円] **【継続】**

ア 事業説明

令和4年度に実施した実施設計業務に引き続き、建築確認申請等手続きを完了し、令和6年9月の供用開始に向けて本体の新築工事及び外構工事を行う。森林環境譲与税を活用し、施設内で使用する木製の園児用机や椅子等を整備する。

イ 経費

ふなのえこども園・成美地区公民館建設実施設計委託料 [6,875 千円]
 ふなのえこども園・成美地区公民館建築工事監理委託料 [19,250 千円]
 ふなのえこども園・成美地区公民館建築本体工事 [800,597 千円]
 ふなのえこども園・成美地区公民館外構工事 [130,042 千円]
 備品購入費 [26,054 千円]

ウ 財源

県支出金 [83,462 千円]
 過疎対策事業債 [873,300 千円]
 森林環境譲与税繰入金 [4,000 千円]
 一般財源 [22,056 千円]

- (2) 浦安地区公民館移転事業 [72,380 千円] **【新規】**

ア 事業説明

琴浦町社会福祉協議会が所有する社会福祉センターの譲渡を受け、浦安地区公民館を移転したため、廃止する旧浦安地区公民館の除却工事を行う。

イ 経費

旧浦安地区公民館除却設計委託料 [6,578 千円]
 旧浦安地区公民館除却工事 [65,802 千円]

ウ 財源

合併特例債 [68,700 千円]
 一般財源 [3,680 千円]

(3) 避難所用非常電源装置の設置 [4,085 千円] 【**拡充**】

ア 事業説明

避難所において、停電発生時必要な電源を確保するため、分庁舎・まなびタウンとうはく・古布庄地区公民館・旧以西小学校・東伯総合公園に非常電源装置を設置する。

イ 経費

備品購入費 [4,085 千円]

ウ 財源

緊急防災・減災事業債 [4,000 千円]

一般財源 [85 千円]

(4) AEDの設置 [3,916 千円] 【**拡充**】

ア 事業説明

AED（自動体外式除細動器）を使用することにより、一般の人でも救命活動を行うことができるため、公共施設に引き続きAEDを設置するとともに、誰でも、いつでも、AEDの使用が可能となるよう、一部施設（東伯総合公園・赤碕運動公園・地区公民館）のAEDを屋外に設置するため、屋外型収納ボックスを購入する。

イ 経費

備品購入費 [2,508 千円]

借上料 [1,408 千円]

ウ 財源

一般財源 [3,916 千円]

(5) 保健センターエアコン改修工事 [43,001 千円] 【**拡充**】

ア 事業説明

老朽化により冷暖房能力が低下していることから、冷暖房能力の向上と省エネルギー化を図るため、エアコンの改修工事を行う。

イ 経費

保健センターエアコン改修工事 [43,001 千円]

ウ 財源

脱炭素化推進事業債 [38,700 千円]

一般財源 [4,301 千円]

(6) 部落自治振興交付金（公園整備支援事業） [1,000 千円] 【**拡充**】

ア 事業説明

地域社会の活性化を目的に、自治会が所有する広場に子ども用遊具の

設置等、広場を整備する自治会に対し、事業費の1/2（上限500千円）を、特別交付金として追加交付する。

イ 経費

自治振興交付金 [1,000千円]

ウ 財源

過疎対策事業債 [1,000千円]

(7) 部落自治振興交付金（除雪支援事業）[2,250千円]【継続】

ア 事業説明

自治会が自主的に行う除雪活動に対して、機械代や燃料費について事業費の2/3（上限75千円）を特別交付金として追加交付する。申請手続きについて、令和4年度まで単独事業として、建設住宅課の窓口で対応していたが、令和5年度より自治振興交付金に追加することにより、申請手続き等を一本化することで利便性の向上を図る。

イ 経費

自治振興交付金 [2,250千円]

ウ 財源

過疎対策事業債 [2,250千円]

(8) 部落自治振興（小型除雪機購入補助金）[2,000千円]【新規】

ア 事業説明

各自治会が自主的に除雪活動をするために、小型除雪機の購入や農業用トラクターに設置する除雪パーツの購入及び装着費を事業費の3/4（上限1,000千円）補助する。

イ 経費

小型除雪機等購入支援事業補助金 [2,000千円]

ウ 財源

過疎対策事業債 [2,000千円]

(9) 政策力アップ！職員アイデア研修 [600千円]【新規】

ア 事業説明

職員の政策能力向上と、実際の政策改善推進の両立を図る取り組みを行う。具体的には、有識者を指導者に迎え、DX活用や地方創生といった政策における行政課題を具体化・明確化し、政策企画についての最新知識の研修を実施した上で、職員のアイデア提案を審査する政策コンテストを行い、コンテスト高評価事業等の有識者伴走支援による政策実践までを一貫して行う実践的研修を2か年にわたり実施する。

イ 経費
政策力アップ！職員アイデア研修委託料 [600 千円]

ウ 財源
一般財源 [600 千円] ※特別交付税措置

(10) メンタルヘルス対策推進 [360 千円] 【**拡充**】

ア 事業説明

鳥取県市町村共済組合事業を活用しつつ、共済組合事業で実施できない部分を単町費で対応、よりきめ細やかなメンタルヘルス対策を展開する。

イ 経費
メンタルヘルス保健師委託料 [360 千円]

ウ 財源
一般財源 [360 千円]

(11) D X推進事業 [2,791 千円] 【**新規**】

ア 事業説明

D Xに関する先進的な取組を実施している自治体を視察し、将来的に施策展開する際の素地とする。

モバイル Wi-Fi ルータ 3 台を購入し、庁外での活動時における庁舎との通信手段を確保する。災害時等において、タブレットによる画像や動画を活用し、現場と庁舎との情報共有の迅速化を図ることが可能となる。

紙の申請書等の手書き内容を AI に解析させることによって、文字データとして抽出し可能となるツールを導入する。紙申請書の内容を手入力で台帳（データベース）化していた業務手順について効率化を図る。

イ 経費
視察旅費 [656 千円]
モバイル Wi-Fi ルータ（消耗品費・通信運搬費） [135 千円]
A I-O C R システム使用料 [2,000 千円]

ウ 財源
一般財源 [2,791 千円]

2. 町民生活課

(1) ごみの分別回収推進に向けた実証実験 [3,464 千円] 【**新規**】

ア 事業説明

今後は、硬質プラスチックも含めたプラスチック全般の本格回収

を目指す。また、可燃ごみの大部分を占める生ごみの減量を目指し、JA 等関係機関と連携して生ごみの分別回収による堆肥化に向けて検討を行う。

これらの回収を行うにあたり、3 集落（約 200 世帯）程度の協力を得て課題を洗い出すための実証実験を行う。

イ 経費

報償費 [664 千円]

消耗品費 [900 千円]

借上料 [1,100 千円]

生ごみ・プラスチック支援収集等委託料 [800 千円]

ウ 財源

一般財源 [3,464 千円]

(2) クリーンエネルギー推進事業 [1,400 千円] **【拡充】**

ア 事業説明

環境負荷の低減のため、太陽光発電等クリーンエネルギー設備の導入に対して助成を行う。

イ 経費

クリーンエネルギー推進事業補助金 [1,400 千円]

ウ 財源

県支出金 [700 千円]

一般財源 [700 千円]

(3) 飼い主のいない猫対策事業 [1,225 千円] **【拡充】**

ア 事業説明

野良猫に対する苦情・相談が急増しており、野良猫の頭数を抑制するために不妊去勢手術助成を増額する。上限頭数を個人の場合、10 頭・自治会の場合 15 頭に変更。

イ 経費

飼い主のいない猫補助金 [1,000 千円]

地域猫モデル事業補助金 [225 千円]

ウ 財源

県支出金 [612 千円]

一般財源 [613 千円]

3. 企画政策課

(1) 琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略の改定 [180 千円] **【拡充】**

ア 事業説明

地方創生事業の見直しや新たな取り組みに対応するため、改定を行う。また、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金に対応した戦略改定をあわせて行う。

- イ 経費
委員報酬 [180 千円]
- ウ 財源
一般財源 [180 千円]

(2) まちづくりセンターモデル事業交付金 [4,287 千円] **【新規】**

ア 事業説明

地区公民館での社会教育活動を基盤とした、地域住民の参画による賑わいづくりや地域課題の解決など、活動の幅を広げた新たな地域活動を推進していくため、先行地区によるモデル事業を実施し、まちづくりセンター化に向けた地域の形を検討する。(古布庄地区・安田地区・以西地区)

- イ 経費
古布庄地区まちづくり活動モデル事業交付金 [1,498 千円]
安田地区まちづくり活動モデル事業交付金 [1,485 千円]
以西地区まちづくり活動モデル事業交付金 [1,304 千円]
- ウ 財源
一般財源 [4,287 千円] ※特別交付税措置

(3) 集落支援員の配置 (成美地区) [2,774 千円] **【拡充】**

ア 事業説明

成美地区に新たに集落支援員を配置し、住民主体の地域運営に向け準備を行う。

- イ 経費
活動費 [450 千円]
人件費 [2,324 千円]
- ウ 財源
一般財源 [2,774 千円] ※特別交付税措置

(4) 旧以西小学校改修設計業務 [4,100 千円] **【新規】**

ア 事業説明

まちづくりセンター化に向けた拠点として旧以西小学校の改修を行うための実施設計を行う。

- イ 経費
旧以西小学校改修設計業務委託料 [4,100 千円]

ウ 財源
一般財源 [4,100 千円]

(5) 暮らそうコトウラ！新築奨励金 [26,700 千円] 【新規】

ア 事業説明

若者・子育て世帯を対象とした新築奨励金を新設し、移住者の増加と定住を促進する。

イ 経費

暮らそうコトウラ！新築奨励金 [26,700 千円]

ウ 財源

過疎対策事業債 [20,000 千円]

県支出金 [2,050 千円]

一般財源 [4,650 千円]

(6) 移住相談サポーター委嘱 [192 千円] 【拡充】

ア 事業説明

移住相談件数も大幅に増加していることから、移住定住に関する知識がある方に移住相談サポーターを委嘱し、空き家の内見等の一部業務を依頼する

イ 経費

報償費 [192 千円]

ウ 財源

一般財源 [192 千円]

(番外) 惑星コトウラ若手職員提案事業(TNG) [508 千円] 【拡充】

ア 事業説明

琴浦の良さを町内外にPRし、「琴浦に行ってみたい、住みたい」と選ばれる町にするため、課を横断して結成した若手職員によるプロジェクトチームによる事業展開を行う。

惑星コトウラの町内理解度をあげ、行政職員、町民が自発的に情報発信する取り組みを行うほか、オンラインイベント「コトトーク！」を継続実施し築いた県内外の人脈と協力し、県外会場での惑星コトウラPRを行う。

イ 経費

旅費 [143 千円]

消耗品費等 [365 千円]

ウ 財源

一般財源 [508 千円]

4. 商工観光課

(1) 事業承継・引継ぎの啓発 [1,500 千円] **【新規】**

ア 事業説明

後継者不在事業者等を対象とした啓発セミナーを行う。

イ 経費

事業承継・引継ぎ啓発事業委託料 [1,500 千円]

ウ 財源

過疎対策事業債 [1,300 千円]

一般財源 [200 千円]

(2) 森林体験・交流センター屋根修繕 [14,660 千円] **【新規】**

ア 事業説明

屋根の雨漏りを根治するため、屋根の張替修繕を行う。

イ 経費

森林体験・交流センター屋根修繕工事監理委託料 [660 千円]

森林体験・交流センター屋根修繕工事 [14,000 千円]

ウ 財源

過疎対策事業債 [14,600 千円]

一般財源 [60 千円]

(3) 一向平キャンプ場水風呂設置工事 [7,260 千円] **【新規】**

ア 事業説明

大山の清らかな天然水によるブランド化を図るため、本格的な水風呂を設置する。

イ 経費

一向平キャンプ場水風呂設置工事詳細設計委託料 [660 千円]

一向平キャンプ場水風呂設置工事 [6,600 千円]

ウ 財源

過疎対策事業債 [7,200 千円]

一般財源 [60 千円]

(4) 第30回白鳳祭記念大会 [6,000 千円] **【拡充】**

ア 事業説明

第30回の記念大会として「火」と「食」の祭を支援する。

イ 経費

白鳳祭運営費補助金 [6,000 千円]

ウ 財源
ふるさと未来夢基金繰入金 [4,000 千円]
一般財源 [2,000 千円]

(5) グルメウォーク ～ととのうら祭り～ [1,650 千円] **【拡充】**

ア 事業説明
「食」のキャンペーンとして、グルメ de めぐるウォークを拡充して開催されるマルシェイベントを支援する。

イ 経費
グルメウォーク事業実施補助金 [1,650 千円]

ウ 財源
一般財源 [1,650 千円]

(6) 首都圏「食」プロモーション事業 [2,234 千円] **【新規】**

ア 事業説明
ふるさと納税の拡大を図るため、東京のアンテナショップで地元産品をふるまう首都圏PRイベントを開催する。

イ 経費
首都圏「食」プロモーション業務委託料 [1,190 千円]
旅費 [309 千円]
使用料等 [735 千円]

ウ 財源
一般財源 [2,234 千円]

(7) アウトドア起業家養成事業 [1,072 千円] **【新規】**

ア 事業説明
地域おこし協力隊制度を活用し、官民一体でアウトドア起業家を養成する。

イ 経費
活動費 [1,072 千円]

ウ 財源
一般財源 [1,072 千円]

5. 農林水産課

(1) 退職就農条件整備事業補助金 [900 千円] **【新規】**

ア 事業説明
多様な担い手を確保するため、定年等で農業経営を開始する退職者を新たに支援する。国、県の就農支援事業の対象とならない年齢層に対し、

農業用機械・ハウスの導入について町独自の就農支援を行う。

イ 経費

退職者等就農整備事業補助金 [900 千円]

ウ 財源

一般財源 [900 千円]

(2) 農業研修生事業 [8,009 千円] 【拡充】

ア 事業説明

地域おこし協力隊制度を活用し、ミニトマト、梨に加え新たにブロッコリー、醸造用ぶどうの農業研修生の募集を開始し、琴浦特産品の生産拡大に向けて移住定住の促進及び新規就農者の確保を図る。

イ 経費

活動費 [8,009 千円]

ウ 財源

一般財源 [6,593 千円]

使用料 [1,416 千円]

(3) 新甘泉等特別対策事業 [48,002 千円] 【拡充】

ア 事業説明

高単価で安定している「新甘泉」「玉秋」「二十世紀」の栽培面積拡大とあわせて、ジョイント栽培や網かけ栽培の導入など早期成園化、省力化、高品質化に取り組む農家を支援し、梨栽培産地の活性化を図る。

イ 経費

鳥取梨生産振興事業補助金 [48,002 千円]

ウ 財源

県支出金 [47,101 千円]

ふるさと未来夢基金繰入金 [753 千円]

一般財源 [148 千円]

(4) 田越・笠見地区浸水対策事業 [56,479 千円] 【拡充】

ア 事業説明

田越笠見地区の浸水対策を実施し、農地及び周辺地域の湛水被害の防止する。

イ 経費

田越・笠見地区浸水対策工事測量設計業務委託料 [29,961 千円]

笠見地区農業用排水路改修工事 [24,500 千円]

土地購入費 [2,018 千円]

ウ 財源
緊急自然災害対策事業債 [56,400 千円]
一般財源 [79 千円]

(5) もうかる6次化・農商工連携支援事業 [3,104 千円] **【拡充】**

ア 事業説明

ポート赤碕「赤碕町漁協 直売センター」の食堂の開設を行うなど赤碕港で水揚げされた水産物の高付加価値化の計画を支援し、水産業の振興、地域活性化を図る。令和5年度(2年目)は、一夜干しの製造を行う冷風乾燥機を導入などの取組みについて支援する。

イ 経費

もうかる6次化・農商工連携支援事業補助金 [3,104 千円]

ウ 財源

県支出金 [2,069 千円]
一般財源 [1,035 千円]

(6) 道の駅ポート赤碕魅力向上 [5,000 千円] **【新規】**

ア 事業説明

外部専門家(総務省「地域力創造アドバイザー制度」)を活用し、道の駅ポート赤碕の魅力向上を図る。道の駅再生人として活躍されている金山宏樹アドバイザーを招へいし、「赤碕町漁協 直売センター」の事業再生(業態、商品開発等)の支援を行い道の駅ポート赤碕の集客力アップを目指す。

イ 経費

道の駅ポート赤碕リニューアル支援事業委託料 [5,000 千円]

ウ 財源

一般財源 [5,000 千円]※特別交付税措置

6. すこやか健康課

(1) 後期高齢者みなし健診の推進 [251 千円] **【新規】**

ア 事業説明

令和5年度から後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者のみなし健診を開始する。みなし健診を推進・勧奨することにより、新たな疾病の発見、早期医療へと繋げる。

イ 経費

みなし健診発送業務委託料 [99 千円]
通信運搬費 [152 千円]

ウ 財源

一般財源 [251 千円]

(2) 中学生のピロリ菌検査及び除菌事業 [578 千円] 【新規】

ア 事業説明

有効な薬の量が服用でき、ピロリ菌による胃の炎症が起こる前の中学生を対象に、ピロリ菌感染の有無を検査し、感染者に対し除菌治療を行うことによって将来の胃がんの発生、家庭内感染の予防を行う。

イ 経費

ピロリ菌検査委託料 [551 千円]

通信運搬費等 [27 千円]

ウ 財源

ふるさと未来夢基金繰入金 [500 千円]

一般財源 [78 千円]

(3) 聴覚検査及び補聴器補助事業 [1,900 千円] 【新規】

ア 事業説明

早期の難聴は気づきにくく、また気づいても早期受診に繋がらないこともあるため、集団健診時に聴覚検査を行うことにより、早期医療、早期治療に繋げる。また、軽度な難聴がある方に、補聴器購入の助成をすることにより、日常生活やコミュニケーション機能の維持を図り、フレイルの予防へ繋げる。

イ 経費

聴力検査委託料 [1,300 千円]

補聴器購入費補助金 [600 千円]

ウ 財源

ふるさと未来夢基金繰入金 [1,900 千円]

(4) 地域医療介護総合確保基金事業補助金[38,634 千円] 【新規】

ア 事業説明

町内事業者が小規模多機能居宅介護事業所（地域密着型サービス）を、令和6年4月（予定）から開設するにあたり、施設整備等に係る費用を補助する。

イ 経費

地域医療介護総合確保基金事業補助金[38,634 千円]

ウ 財源

県支出金 [38,634 千円]

7. 福祉あんしん課

(1) 養育費にかかる公正証書 [100 千円] 【新規】

ア 事業説明

養育費にかかる公正証書等の作成に要する費用を助成することで、養育費の履行の確保を図り、ひとり親家庭の自立を促進する。

イ 経費

養育費公正証書作成扶助費 [100 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [50 千円]

一般財源 [50 千円]

(2) 障がい者計画策定 [104 千円] 【新規】

ア 事業説明

令和6年度からの障がい者計画を策定を行う。

イ 経費

報償金 [104 千円]

ウ 財源

一般財源 [104 千円]

8. 子育て応援課

(1) 母子保健事業のDX推進 [30,029 千円] 【新規】

ア 事業説明

母子健康管理システムを導入し、保護者の利便性の向上を図るとともに、職員の業務効率化による時間の削減により相談業務や保護者支援を充実する。

イ 経費

母子健康管理システム導入業務委託料 [28,831 千円]

母子健康管理システム使用料 [1,198 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [15,014 千円]

一般財源 [15,015 千円]

(2) 妊婦のパートナー歯科健診の導入 [53 千円] 【拡充】

ア 事業説明

妊婦歯科健診と併せてパートナー歯科健診を実施することにより、親の予防歯科に対する認識を高め、乳幼児の口腔内の衛生状態の改善につなげる。

	<p>イ 経費 妊婦歯科健康診査委託料[53 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [53 千円]</p>
(3)	<p>子育て世帯訪問支援事業 [259 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 家事支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、家事支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える。</p> <p>イ 経費 子育て世帯訪問支援事業委託料 [259 千円]</p> <p>ウ 財源 国庫支出金 [129 千円] 県支出金 [64 千円] 一般財源 [66 千円]</p>
(4)	<p>こども園等研修事業 [438 千円] 【拡充】</p> <p>ア 事業説明 こども園等職員の教育・保育研修により教育・保育の質の向上を図るとともに、マネジメント・人材育成の研修を実施し、園の課題解決、問題発生防止につなげる。</p> <p>イ 経費 報償金 [438 千円]</p> <p>ウ 財源 国庫支出金 [219 千円] 一般財源 [219 千円]</p>
(5)	<p>園送迎バス安全装置設置事業 [180 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 園送迎バスの安全装置設置義務化に伴い、私立こども園が安全装置を設置する経費を助成し、児童の安全確保を図る。</p> <p>イ 経費 私立園送迎バス安全装置設置補助金 [180 千円]</p> <p>ウ 財源 国庫支出金 [180 千円]</p>
(6)	<p>町立放課後児童クラブの運営委託 [45,000 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明</p>

利用ニーズに対応した放課後児童クラブの安定した運営体制の構築と児童の育成支援の充実を図るため、町立放課後児童クラブの運営を民間委託する。

イ 経費

放課後児童クラブ運営業務委託料 [45,000 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [15,000 千円]

県支出金 [15,000 千円]

一般財源 [15,000 千円]

9. 建設住宅課

(1) 道路改良事業 [278,667 千円] 【継続】

ア 事業説明

町道の歩行者及び通行車両の安全確保、アクセスや道路ストック効果の向上を図る。

ゴリン橋架替工事をはじめ継続する道路改良工事、橋梁修繕工事とともに、新たに町道笠見一号線道路改良工事（治水対策）に伴う測量設計業務を実施する。

イ 経費

社会資本整備総合交付金道路改良工事 [158,000 千円]

ゴリン橋架替工事委託料 [31,000 千円]

その他 [89,667 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [157,047 千円]

県支出金 [3,810 千円]

過疎対策事業債 [101,500 千円]

辺地対策事業債 [2,000 千円]

一般財源 [14,310 千円]

(2) ラジコン草刈機購入 [3,922 千円] 【新規】

ア 事業説明

作業員の安全確保や体力負担の軽減、作業効率化のため、ラジコン草刈機1機を導入する。

イ 経費

ラジコン草刈機購入費 [3,922 千円]

ウ 財源

一般財源 [3,922 千円]

- (3) 防災減災浸水被害防止対策事業 [42,000 千円] **【新規】**
- ア 事業説明
豪雨被害防止のため、流域調査及び測量設計を実施する。今年度は新たに三保・鋤地区の流域調査、公文地区の測量設計を行う。
- イ 経費
公文地区浸水被害防止対策測量設計業務委託料 [30,500 千円]
三保・鋤地区浸水被害防止対策流域等調査業務委託料 [11,500 千円]
- ウ 財源
緊急自然災害防止対策事業債 [30,500 千円]
ふるさと納税夢基金繰入金 [10,000 千円]
一般財源 [1,500 千円]
- (4) 除雪車購入 [30,000 千円] **【継続】**
- ア 事業説明
積雪時における通勤・通学や生活道路及び緊急車両の交通を確保するため、老朽化した除雪車(ドーザー)の更新を行う。
- イ 経費
除雪車購入費 [30,000 千円]
- ウ 財源
国庫支出金 [20,000 千円]
過疎対策事業債 [10,000 千円]
- (5) 一里松第1・第4団地屋根修繕工事 [57,513 千円] **【新規】**
- ア 事業説明
令和4年3月の強風と経年劣化により、一部が剥がれ破損している団地の屋根の修繕を行う。
- イ 経費
一里松団地屋根改修工事設計・監理委託料 [6,513 千円]
一里松団地屋根改修工事 [51,000 千円]
- ウ 財源
国庫支出金 [28,756 千円]
公営住宅建設事業債 [28,700 千円]
住宅使用料 [57 千円]
- (6) 改良住宅成美団地解体工事設計委託業務 [2,400 千円] **【新規】**
- ア 事業説明
地下の空洞化による地盤変状が判明した成美団地の解体について設計委託を行う。

- イ 経費
成美団地解体工事設計委託料 [2,400 千円]
- ウ 財源
国庫支出金 [1,200 千円]
公営住宅建設事業債 [1,200 千円]

10. 上下水道課

- (1) 分庁舎非常用発電機更新工事 [24,563 千円] **【新規】**

- ア 事業説明
経年劣化により老朽化した非常用発電機の更新及び発電機稼働時に使用出来る電気機器（配線）の変更と追加を行う。

- イ 経費
分庁舎非常用発電機工事監理委託料 [2,783 千円]
分庁舎非常用発電機更新工事 [21,780 千円]
- ウ 財源
緊急防災・減災事業債 [24,500 千円]
一般財源 [63 千円]

11. 出納室

- (1) コンビニ収納・キャッシュレス決済収納事務 [3,326 千円] **【拡充】**

- ア 事業説明
コンビニで支払いができる町税及び使用料等の科目を増やすほか、役場窓口での各種証明書発行手数料や公共施設の使用料について、スマホアプリによるキャッシュレス決済での支払いを可能とし、納税者等の利便性を図る。

- イ 経費
コンビニ収納科目追加システム改修委託料 [1,711 千円]
手数料・使用料 [1,615 千円]
- ウ 財源
一般財源 [3,326 千円]

12. 教育総務課

- (1) 小学校の空調設備の更新 [62,081 千円] **【新規】**

- ア 事業説明
浦安小学校、聖郷小学校、船上小学校、赤碕小学校の老朽化した空調設備を更新する。

- イ 経費

	<p>小学校空調設備更新工事設計・監理委託料 [3,054 千円] 小学校空調設備更新工事 [59,027 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>国庫支出金 [15,326 千円] 過疎対策事業債 [45,000 千円] 一般財源 [1,755 千円]</p>
	<p>(2) 時代に適応した学校環境のあり方検討 [127 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明</p> <p>時代に適応した学校環境のあり方を検討する。</p> <p>イ 経費</p> <p>視察旅費 [127 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>一般財源 [127 千円]</p>
	<p>(3) 赤碕中学校防火設備の改修 [26,549 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明</p> <p>赤碕中学校防火設備を改修する。</p> <p>イ 経費</p> <p>赤碕中学校特定防火設備改修工事 [26,147 千円] 赤碕中学校特定防火設備改修工事監理委託料 [319 千円] 赤碕中学校特定防火設備改修工事単価組替委託料 [83 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>過疎対策事業債 [26,000 千円] 一般財源 [549 千円]</p>
	<p>(4) 防犯カメラの設置 [776 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明</p> <p>赤碕中学校、八橋小学校に防犯カメラを設置する。</p> <p>イ 経費</p> <p>備品購入費 [776 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>一般財源 [776 千円]</p>
	<p>(5) 就学援助費の拡充 [17,232 千円] 【拡充】</p> <p>ア 事業説明</p> <p>就学援助費について、支給対象経費を拡充する。</p> <p>イ 経費</p>

就学援助費 [17,232 千円]

ウ 財源

過疎対策事業債 [6,000 千円]

一般財源 [11,232 千円]

(6) 学校給食費への助成拡大 [91,630 千円] 【**拡充**】

ア 事業説明

給食費の保護者負担額は据え置きとし、物価高騰にかかる増額分を町が負担する。

イ 経費

賄材料費 [91,630 千円]

ウ 財源

保護者等負担金 [83,022 千円]

ふるさと未来夢基金繰入金 [5,000 千円]

一般財源 [3,608 千円]

(7) 高校生等通学費補助金の助成 [4,960 千円] 【**拡充**】

ア 事業説明

バス代支給対象高校に米子高、米子高専の2校を追加する。

イ 経費

高校生通学費補助金 [4,960 千円]

ウ 財源

県支出金 [2,480 千円]

一般財源 [2,480 千円]

(8) 少人数学級の実現 [4,000 千円] 【**拡充**】

ア 事業説明

小学校の学級編成について、国の基準を上回る県の基準とし、今年度については、小学校4年生以下を30人学級に、5年生以上を35人学級とする。今後、段階的に小学校の学級編成基準を全学年30人とする。

イ 経費

少人数学級協力金負担金 [4,000 千円]

ウ 財源

過疎対策事業債 [4,000 千円]

13. 社会教育課

(1) 第3次子どもの読書計画の策定 [30 千円] 【**新規**】

	<p>ア 事業説明 子どもの読書活動の推進を図るため、令和6年度からの第3次計画の策定を行う。</p> <p>イ 経費 報償費 [30 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [30 千円]</p> <p>(2) 生涯学習センター空調改修工事詳細設計 [15,213 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 老朽化に伴う空調設備改修に向けた設計を行う。</p> <p>イ 経費 空調改修工事詳細設計委託料 [15,213 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [15,213 千円]</p> <p>(3) スマホ教室の開催 [240 千円] 【新規】</p> <p>ア 事業説明 住民のデジタルデバイド解消のため、地域の教室等で指導するサポーターを育成するための講座を開催する。</p> <p>イ 経費 スマホ教室運営委託料 [240 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [240 千円]</p> <p>(4) 音楽の魅力発見事業 [348 千円] 【拡充】</p> <p>ア 事業説明 鳥取県文化振興財団とパートナー協定を結び、町民の文化芸術鑑賞機会の充実を図る。</p> <p>イ 経費 音楽の魅力発見事業負担金 [300 千円] 印刷製本費 [48 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [348 千円]</p> <p>(5) 国特別史跡斎尾廃寺跡追加指定と公有地化 [11,775 千円] 【継続】</p> <p>ア 事業説明 令和2年度に国追加指定となった指定地の買い上げと、未指定地</p>
--	--

の追加指定に取り組む。

イ 経費

土地購入費 [8,901 千円]

補償金 [2,872 千円]

消耗品費 [2 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [8,596 千円]

県支出金 [716 千円]

一般補助施設整備等事業債 [1,200 千円]

一般財源 [1,263 千円]

(6) ねんりんピック鳥取大会開催に向けた準備 [260 千円] **【新規】**

ア 事業説明

2024 ねんりんピック鳥取（ソフトボール会場）の開催に向けて実行委員会を立ち上げるとともに、準備にかかる経費の一部を補助する。

イ 経費

全国ねんりんピック琴浦町実行委員会補助金 [260 千円]

ウ 財源

一般財源 [260 千円]

(7) 部活動の地域移行に向けた検討 [48 千円] **【新規】**

ア 事業説明

中学校部活動の地域移行に向けて関係者で協議する場を設置し、円滑に移行するための検討・調整を行う。

イ 経費

報償金 [48 千円]

ウ 財源

一般財源 [48 千円]

(8) 障がい者スポーツの普及 [78 千円] **【拡充】**

ア 事業説明

スポーツ推進員による障がい者スポーツ（ボッチャ）の普及を図る。

イ 経費

備品購入費 [78 千円]

ウ 財源

一般財源 [78 千円]

	<p>14. 人権・同和教育課</p> <p>(1) 人権・同和教育推進協議会の活動を推進 [1,807 千円] 【拡充】</p> <p>ア 事業説明 人権教育、人権啓発に必要な研修費を充実し、多くの会員が参加できる体制を構築する。</p> <p>イ 経費 町人権・同和教育推進協議会委託料 [1,807 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [1,807 千円]</p>
補足事項	

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算					
議案番号	議案第25号	議案名	令和5年度琴浦町国民健康保険特別会計予算							
目的	令和5年度琴浦町国民健康保険特別会計予算を計上するもの。									
内 容	1 予算額[単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,014,493</td> <td>2,000,749</td> <td>13,744</td> </tr> </tbody> </table>		本年度予算額	前年度予算額	比較	2,014,493	2,000,749	13,744		
本年度予算額	前年度予算額	比較								
2,014,493	2,000,749	13,744								
内 容	2 主な計上内容									
	<p>(1) 出産育児一時金について 健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日から、出産育児一時金を40.8万円から48.8万円に増額して計上している。</p> <p>(2) 総務費[22,119千円] ア 事業説明 職員給与等、事務費、国保連合会負担金、運営協議会費他 イ 経費 (ア) 総務管理費・徴収費[22,073千円] (イ) 運営協議会費[46千円] ウ 財源 一般会計繰入金(職員給与費等繰入金)[22,073千円]</p> <p>(3) 保険給付費[1,457,472千円] ア 事業説明 被保険者への保険給付に充てるもの。 イ 経費 (ア) 療養諸費[1,255,670千円] (イ) 高額療養費[196,910千円] (ウ) 移送費[11千円] (エ) 出産育児諸費(7件)[3,500千円] (オ) 葬祭諸費(33件)[580千円] (カ) 高額介護合算療養費[301千円] (キ) 傷病手当金[500千円] ウ 財源 (ア) 普通交付金[1,452,490千円] (イ) 特別交付金(特別調整交付金分)[500千円]</p>									

	<p>(ウ) 一般会計繰入金(出産育児一時金等)[2,333千円] (エ) 雑入(返納金等)[402千円] (オ) 一般財源(国保税)等[1,747千円]</p> <p>(4) 国民健康保険事業費納付金[508,301千円] ア 事業説明 保険者給付費等交付金の財源として、県に納付するもの。 イ 経費 (ア) 医療給付費分[346,564千円] (イ) 後期高齢者支援金等分[124,018千円] (ウ) 介護納付金分[37,719千円] ウ 財源 (ア) 県支出金等[14,076千円] (イ) 一般会計繰入金等(保険基盤安定繰入等)[122,244千円] (ウ) 一般財源(国保税等)[371,981千円]</p> <p>(5) 保健事業費[23,421千円] ア 事業説明 特定健診・特定保健指導、人間ドック、その他医療費適正化事業 イ 経費 (ア) 特定健診・特定保健指導[17,069千円] (イ) 人間ドック[3,065千円] (ウ) 医療費適正化事業[3,287千円] a ジェネリック医薬品普及啓発、医療費通知 b 糖尿病性腎症重症化予防事業 c レセプト資格点検事業 d データヘルス計画策定支援事業 ウ 財源 (ア) 県支出金[10,954千円] (イ) 一般財源(国保税)[12,467千円]</p>
補足事項	<p>令和4年度基金残高(見込)70,418千円 第3期国民健康保険保健事業実施計画及び第4期特定健康診査等実施計画((R6~R11)を策定する。</p>

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	税務課	種別	予算					
議案番号	議案第26号	議案名	令和5年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算							
目的	令和5年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を計上するもの									
内容	1 予算額[単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,460</td> <td>8,434</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>		本年度予算額	前年度予算額	比較	8,460	8,434	26		
本年度予算額	前年度予算額	比較								
8,460	8,434	26								
内容	2 主な計上内容									
	<p>(1) 歳出</p> <p>ア 事務費[1,021千円] 住宅新築等資金の貸し付けの回収に係る経費。 【預金調査手数料、担保不動産競売予納金等】</p> <p>イ 繰出金[2,134千円] H24年に一般会計から6,000万円借入したものについて、 前年度繰越額1/2以上の額を返納するもの。</p> <p>ウ 予備費[5,305千円] 歳入歳出の差額を予備費として確保するもの。</p> <p>(2) 歳入</p> <p>ア 鳥取県貸付助成事業費補助金[260千円]</p> <p>イ 貸付金元利収入[3,933千円]</p> <p>ウ 前年度繰越金[4,267千円]</p>									
補足事項										

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第27号	議案名	令和5年度琴浦町介護保険特別会計予算		
目的	令和5年度琴浦町介護保険特別会計予算を計上するもの				
内 容	1 予算額[単位：千円]				
	本年度予算額		前年度予算額		比較
	2,213,500		2,206,228		7,272
内 容	2 主な計上内容				
	<p>(1) 介護予防教室について</p> <p>令和4年度から開始した高齢者の運動機能強化を目的とした介護予防教室について、参加者の8割以上が下肢筋力や柔軟性などの機能向上・維持効果が認められたため、4教室40人から6教室60人に事業拡大して予算を計上する。</p> <p>(2) 総務費[73,964千円]、保険給付費[2,051,357千円] 地域支援事業費[87,091千円]</p> <p>ア 事業説明 介護保険事業執行のための人件費、給付費、事業費等</p> <p>イ 経費</p> <p>(ア) 総務管理費等[73,964千円] (イ) 介護・予防サービス等[2,051,357千円] (ウ) 地域支援事業費等[87,091千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>(ア) 国県支出金[882,444千円] (イ) 介護保険料[407,660千円] (ウ) 支払基金交付金[575,593千円] (エ) 繰入金[339,934千円] (オ) 諸収入[6,781千円]</p>				
補足事項	<p>令和3年～5年度は、基金を取崩すことにより介護保険料を引き下げており、令和5年度は850万円の基金取り崩し予算を計上をしている。</p> <p>第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画(R6～R8)を策定する。</p> <p>令和4年度基金残高(見込)412,531千円</p>				

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算					
議案番号	議案第28号	議案名	令和5年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算							
目的	令和5年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算を計上するもの。									
内 容	1 予算額[単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>257,228</td> <td>250,921</td> <td>6,307</td> </tr> </tbody> </table>		本年度予算額	前年度予算額	比較	257,228	250,921	6,307		
本年度予算額	前年度予算額	比較								
257,228	250,921	6,307								
内 容	2 主な計上内容									
	<p>(1) 総務費等[2,055千円]</p> <p>ア 経費</p> <p>(ア) 通信運搬費等(保険証定期更新)[1,739千円]</p> <p>(イ) 保険料還付金等[316千円]</p> <p>イ 財源</p> <p>(ア) 一般会計繰入金(事務費繰入金)[1,739千円]</p> <p>(イ) 保険料還付金等[316千円]</p> <p>(2) 後期高齢者医療広域連合納付金[255,173千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>琴浦町に納付された後期高齢者医療保険料及び低所得者への保険料軽減額を負担金として広域連合に納付するもの。</p> <p>イ 経費</p> <p>(ア) 保険料等負担金[183,294千円]</p> <p>(イ) 基盤安定負担金[71,879千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>(ア) 後期高齢者医療保険料[183,294千円]</p> <p>(イ) 一般会計繰入金(保険基盤安定繰入金)[71,879千円]</p>									
補足事項										

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	農林水産課	種別	予算					
議案番号	議案第29号	議案名	令和5年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算							
目的	令和5年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算を計上するもの。									
内 容	1 予算額[単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,961</td> <td>32,087</td> <td>△5,126</td> </tr> </tbody> </table>		本年度予算額	前年度予算額	比較	26,961	32,087	△5,126		
本年度予算額	前年度予算額	比較								
26,961	32,087	△5,126								
内 容	2 主な計上内容									
	(1) 電気事業費用[21,961千円] 発電所操作委託、電気保安業務委託、基金積立等維持管理に係る経費 ア 経費 (ア) 旅費[15千円] (イ) 需用費[1,237千円] (ウ) 役務費[127千円] (エ) 委託料[4,545千円] (オ) 使用料及び賃借料[151千円] (カ) 積立金[7,462千円] (キ) 公課費[550千円] (ク) 繰出金[7,874千円] イ 財源 (ア) 電力料[15,280千円] (イ) 預金利息[147千円] (ウ) 前年度繰越金[6,534千円] (2) 予備費[5,000千円] ア 財源 電力料[5,000千円]									
補足事項										

令和5年3月定例議会 議案概要	担当課	総務課	種別	予算						
目 的	令和5年度各財産区特別会計予算を計上するもの。									
内 容	〔東伯地区財産区〕 予算科目設定のため計上するもの。									
	議案第30号 令和5年度琴浦町八橋財産区特別会計予算 予算額[単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 636 663 696">本年度予算額</th> <th data-bbox="663 636 975 696">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="975 636 1286 696">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 696 663 752">28</td> <td data-bbox="663 696 975 752">28</td> <td data-bbox="975 696 1286 752">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	28	28	—
	本年度予算額	前年度当初予算額	比較							
	28	28	—							
	議案第31号 令和5年度琴浦町浦安財産区特別会計予算 予算額[単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 842 663 902">本年度予算額</th> <th data-bbox="663 842 975 902">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="975 842 1286 902">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 902 663 958">26</td> <td data-bbox="663 902 975 958">26</td> <td data-bbox="975 902 1286 958">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	26	26	—
	本年度予算額	前年度当初予算額	比較							
	26	26	—							
	議案第32号 令和5年度琴浦町下郷財産区特別会計予算 予算額[単位：千円]									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1048 663 1108">本年度予算額</th> <th data-bbox="663 1048 975 1108">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="975 1048 1286 1108">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1108 663 1164">6</td> <td data-bbox="663 1108 975 1164">6</td> <td data-bbox="975 1108 1286 1164">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	6	6	—	
本年度予算額	前年度当初予算額	比較								
6	6	—								
議案第33号 令和5年度琴浦町上郷財産区特別会計予算 予算額[単位：千円]										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1254 663 1314">本年度予算額</th> <th data-bbox="663 1254 975 1314">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="975 1254 1286 1314">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1314 663 1370">6</td> <td data-bbox="663 1314 975 1370">6</td> <td data-bbox="975 1314 1286 1370">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	6	6	—	
本年度予算額	前年度当初予算額	比較								
6	6	—								
議案第34号 令和5年度琴浦町古布庄財産区特別会計予算 予算額[単位：千円]										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1460 663 1520">本年度予算額</th> <th data-bbox="663 1460 975 1520">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="975 1460 1286 1520">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1520 663 1576">6</td> <td data-bbox="663 1520 975 1576">6</td> <td data-bbox="975 1520 1286 1576">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	6	6	—	
本年度予算額	前年度当初予算額	比較								
6	6	—								

[赤碕地区財産区]

前年度繰越金を主な財源とし、管理会委員報酬、補助金、交付金等を計上するもの。

議案第 35 号 令和 5 年度琴浦町赤碕財産区特別会計予算

1 予算額[単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
18,106	18,079	27

2 主な計上内容

(1) 歳出

ア 委員報酬[70 千円]

委員 7 名×10 千円

イ 補助金[130 千円]

(ア) 赤碕地区地域活性化補助金[230 千円]

(イ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[130 千円]

(ウ) 赤碕きずな会運営費補助金[30 千円]

(エ) 荒神さん振興会運営費補助金[30 千円]

(2) 歳入

ア 土地貸付収入[271 千円]

電柱敷地料、個人・法人への土地貸付料等

イ 前年度繰越金[17,831 千円]

議案第 36 号 令和 5 年度琴浦町成美財産区特別会計予算

1 予算額[単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
14,303	13,531	772

2 主な計上内容

(1) 歳出

ア 委員報酬[35 千円]

委員 7 名×5 千円

イ 補助金[120 千円]

(ア) 成美地区地域活性化補助金[100 千円]

(イ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[20 千円]

(2) 歳入

前年度繰越金[14,298 千円]

議案第 37 号 令和 5 年度琴浦町安田財産区特別会計予算

1 予算額[単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
9,657	9,828	△171

2 主な計上内容

(1) 歳出

ア 委員報酬[70 千円]

委員 7 名×10 千円

イ 補助金[130 千円]

(ア) 安田地区地域活性化補助金[100 千円]

(イ) 高齢者クラブ連合会運営費補助金[20 千円]

(ウ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[10 千円]

(2) 歳入

前年度繰越金[9,650 千円]

議案第 38 号 令和 5 年度琴浦町以西財産区特別会計予算

1 予算額[単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
69,130	69,443	△313

2 主な計上内容

(1) 歳出

ア 委員報酬[240 千円]

(ア) 会長[50 千円]

(イ) 副会長[40 千円]

(ウ) 委員 5 名×30 千円[150 千円]

イ 補助金[640 千円]

(ア) 婦人会運営費補助金[30 千円]

(イ) 老壮会運営費補助金[210 千円]

(ウ) 以西地区地域活性化補助金[220 千円]

(エ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[30 千円]

(オ) 以西おどり保存会運営費補助金[50 千円]

(カ) 地区区長会運営費補助金[20 千円]

(キ) 交通安全協会以西支部運営費補助金[30 千円]

(ク) 以西地区振興協議会運営費補助金[50 千円]

イ 分収交付金[262 千円]

帽子取第 2 処分場分収交付金(山川部落)

(2) 歳入

	<p>ア 土地貸付収入[594 千円] 電柱敷地料、帽子取第 2 処分場用地貸付収入等</p> <p>イ 前年度繰越金[68,504 千円]</p>
補足事項	

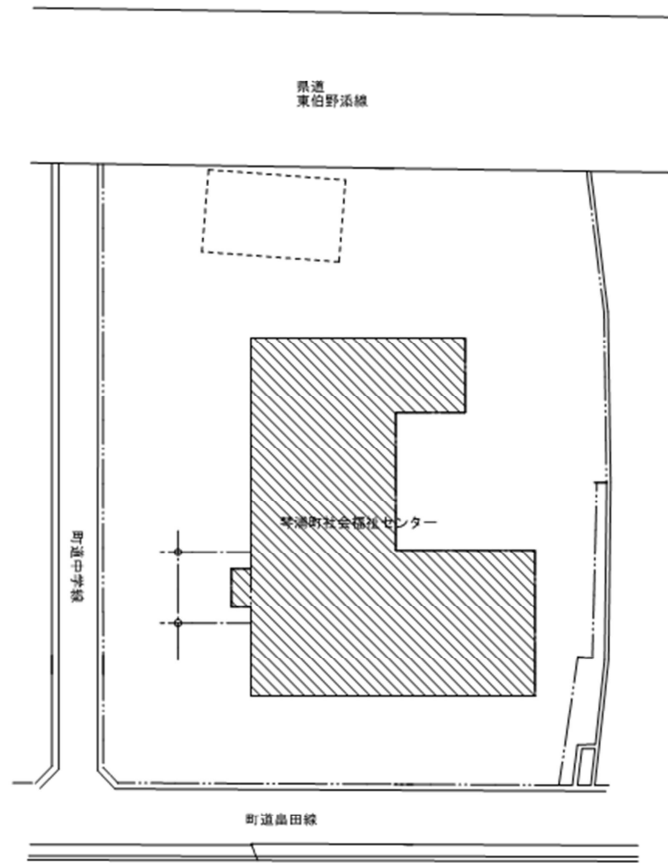
令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第39号	議案名	令和5年度琴浦町水道事業会計予算		
目的	令和5年度琴浦町水道事業会計予算を計上するもの。				
内 容	1 予算額				
	■収入				単位：千円
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	
	収益的収入	326,971	325,671	1,300	
	資本的収入	150,200	130,300	19,900	
	■支出				単位：千円
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	
	収益的支出	291,336	271,038	20,298	
	資本的支出	305,521	288,302	17,219	
	2 主な計上内容				
(1) 収入 収益的収入[326,971千円]					
ア 事業説明					
水の安定供給を図るための維持・管理及び会計処理を行うための収入を計上する。					
イ 収益					
営業収益：295,377千円					
給水収益 288,585千円 その他の営業収益ほか 6,792千円					
営業外収益：31,592千円					
預金利息 56千円 他会計補助金 1,780千円					
長期前受金戻入ほか 29,756千円					
特別利益：2千円					
(2) 収入 資本的収入[150,200千円]					
ア 事業説明					
水の安定供給を図るための施設の新設・更新を行うための収入を計上する。					
イ 収益					
企業債：150,200千円					
(3) 支出 収益的支出[291,336千円]					

	<p>ア 事業説明 水の安定供給を図るための維持・管理及び会計処理を行うための費用を計上する。</p> <p>イ 経費 営業費用：269,828 千円 原水及び浄水費 35,121 千円 配水及び給水費 39,709 千円 総係費 32,480 千円 減価償却費 155,203 千円 資産減耗費 3,075 千円 その他営業費用 4,020 千円ほか 営業外費用：20,408 千円 支払利息 19,206 千円 雑支出 1,202 千円 特別損失：100 千円 予備費：1,000 千円</p> <p>ウ 財源 他会計負担金：4,940 千円 他会計負担金：1,780 千円 一般財源：284,616 千円</p> <p>(4) 支出 資本的支出[305,521 千円]</p> <p>ア 事業説明 施設の整備及び維持・管理等、水の安定供給を維持するための費用を計上する。</p> <p>イ 経費 建設改良費：221,457 千円 配水設備工事費 170,050 千円 水源地改良費 44,918 千円 固定資産購入費 6,489 千円 企業債償還金：84,064 千円</p> <p>ウ 財源 企業債：150,200 千円 一般財源(補填財源)：155,321 千円</p>
補足事項	

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第40号	議案名	令和5年度琴浦町下水道事業会計予算		
目的	令和5年度下水道事業会計予算を計上するもの。				
内 容	1 予算額				
	■収入				単位：千円
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	
	収益的収入	925,109	898,591	26,518	
	資本的収入	402,896	315,996	86,900	
	※収益的収入 営業費用中の会計処理にかかる委託費6,160千円の財源に充てるため 公営企業会計適用債6,000千円を借り入れる（上の表には含まれない）				
	■支出				単位：千円
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	
	収益的支出	921,323	893,519	27,804	
	資本的支出	687,438	603,389	84,049	
2 主な計上内容					
(1) 収入 収益的収入[925,109千円]					
ア 事業説明 町民の生活環境の向上、並びに公共水域の水質改善を図るため、下水道施設の維持管理を行うための収入を計上する。					
イ 収益 営業収益：244,224千円 下水道使用料 243,683千円 他会計負担金 540千円ほか 営業外収益：680,885千円 他会計補助金 367,861千円 長期前受金戻入 305,519円 雑収益（共済金） 7,458千円ほか					
(2) 収入 資本的収入[402,896千円]					
ア 事業説明 町民の生活環境の向上、並びに公共水域の水質改善を図るため、下水道施設の整備を行うための収入を計上する。					
イ 収益 企業債：73,400千円 他会計出資金：191,208千円 他会計負担金：56,384千円 国庫補助金：73,990千円					

	<p>負担金：7,914千円（受益者負担金及び分担金）</p> <p>(3) 支出 収益的支出[921,323千円]</p> <p>ア 事業説明 町民の生活環境の向上、並びに公共水域の水質改善を図るため、下水道施設の維持管理を行うための費用を計上する。</p> <p>イ 経費 営業費用：802,002千円 管路費 45,453千円 ポンプ場費 2,579千円 処理場費 138,379千円 総係費 32,562千円 減価償却費 575,092千円 資産減耗費 7,937千円 営業外費用：117,521千円 支払利息 115,239千円 消費税及び地方消費税 2,282千円 特別損失：300千円 予備費：1,500千円</p> <p>ウ 財源 一般財源：921,323千円</p> <p>(4) 支出 資本的支出[687,438千円]</p> <p>ア 事業説明 町民の生活環境の向上、並びに公共水域の水質改善を図るため、下水道施設の整備を行うための費用を計上する。</p> <p>イ 経費 建設改良費：158,554千円 管路建設改良費 19,600千円 処理場建設改良費 120,000千円 固定資産購入費 18,954千円 企業債償還金：528,884千円</p> <p>ウ 財源 企業債：73,400千円 国庫補助金：73,990千円 一般財源：540,048千円</p>
補足事項	

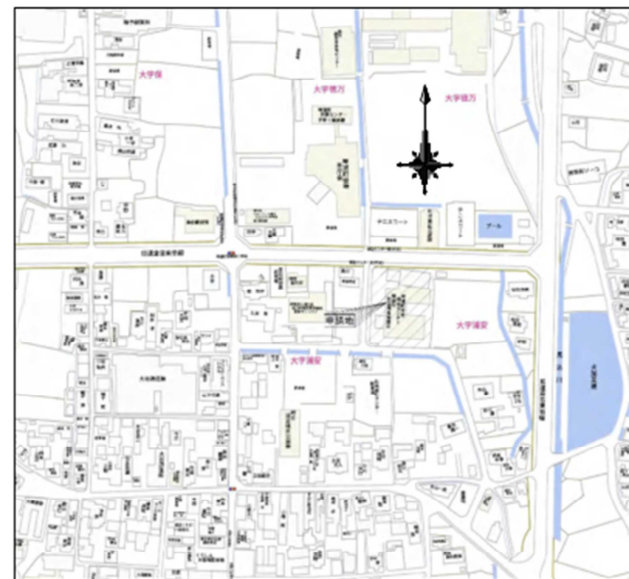
令和5年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第41号	議案名	建設工事請負契約の変更について(浦安地区公民館改修工事)			
目的	令和4年11月24日の議会において議決され、本契約として成立した、浦安地区公民館改修工事について、工期の変更を行いたいため、地方自治法の規定に基づき、工事請負変更契約の締結を行うもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>工事完成期限を令和5年3月24日から令和5年5月31日に変更するもの。</p> <p>2 変更理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症及び世界情勢の影響により、空調設備更新に伴うキュービクル改修に必要となる電気機器部品の納入が4月以降となるため。</p> <p>3 当初契約内容(参考)</p> <p>(1) 工事名 浦安地区公民館改修工事</p> <p>(2) 工事場所 東伯郡琴浦町大字浦安123-1</p> <p>(3) 工事完成期限 令和5年3月24日</p> <p>(4) 請負金額 53,680,000円</p> <p>(5) 契約の方法 指名競争入札</p> <p>(6) 入札業者数 4業者</p> <p>(7) 契約者</p> <p>ア 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東873番地</p> <p>イ 氏名 株式会社伊藤建設</p>					
補足事項						



配置図 S:1/500

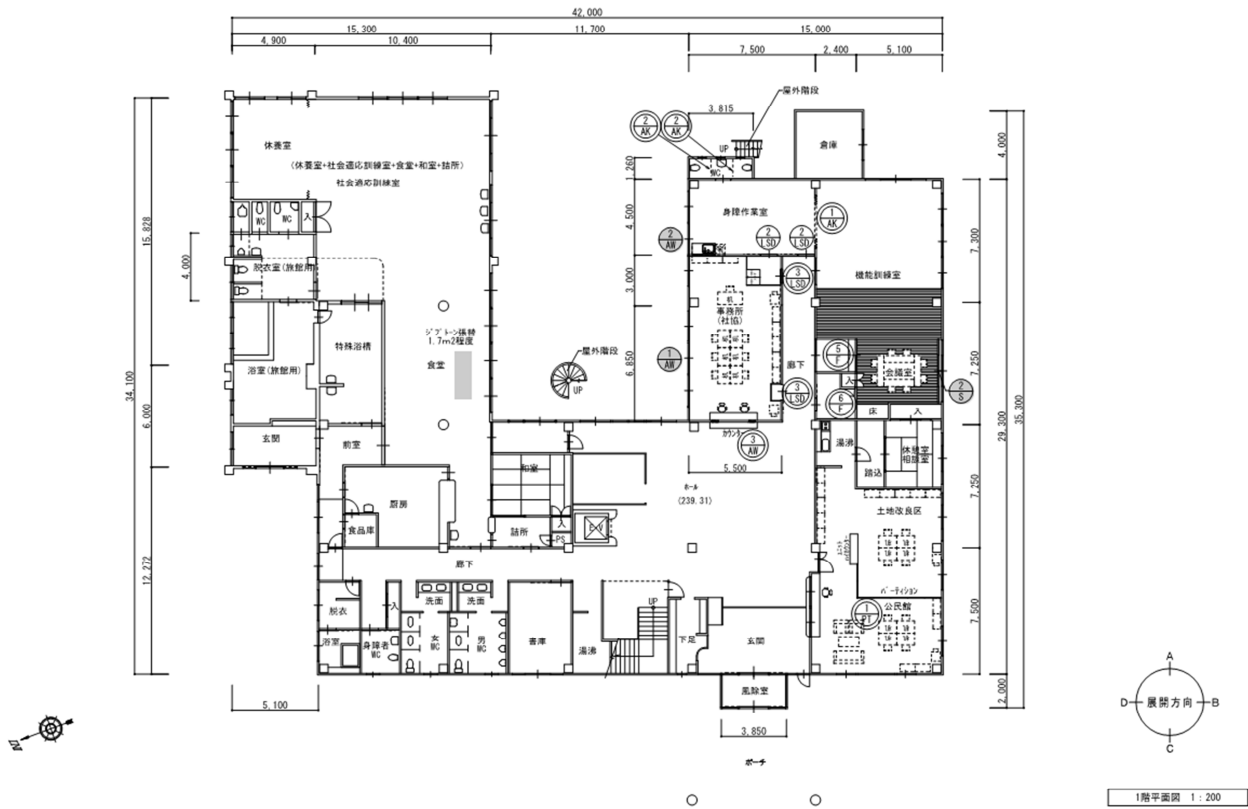
工事概要・備考

浦安地区公民館移転に伴う改修工事をする。
 工事内容詳細については別図参照のこと。
 施設運営に支障がないよう、十分な打合せを行い施工する事。
 工期についても、留意し同様とする。
 工事車両の通行及び駐車は、施設利用者等に迷惑のかからない様にし、十分な安全対策を行う事

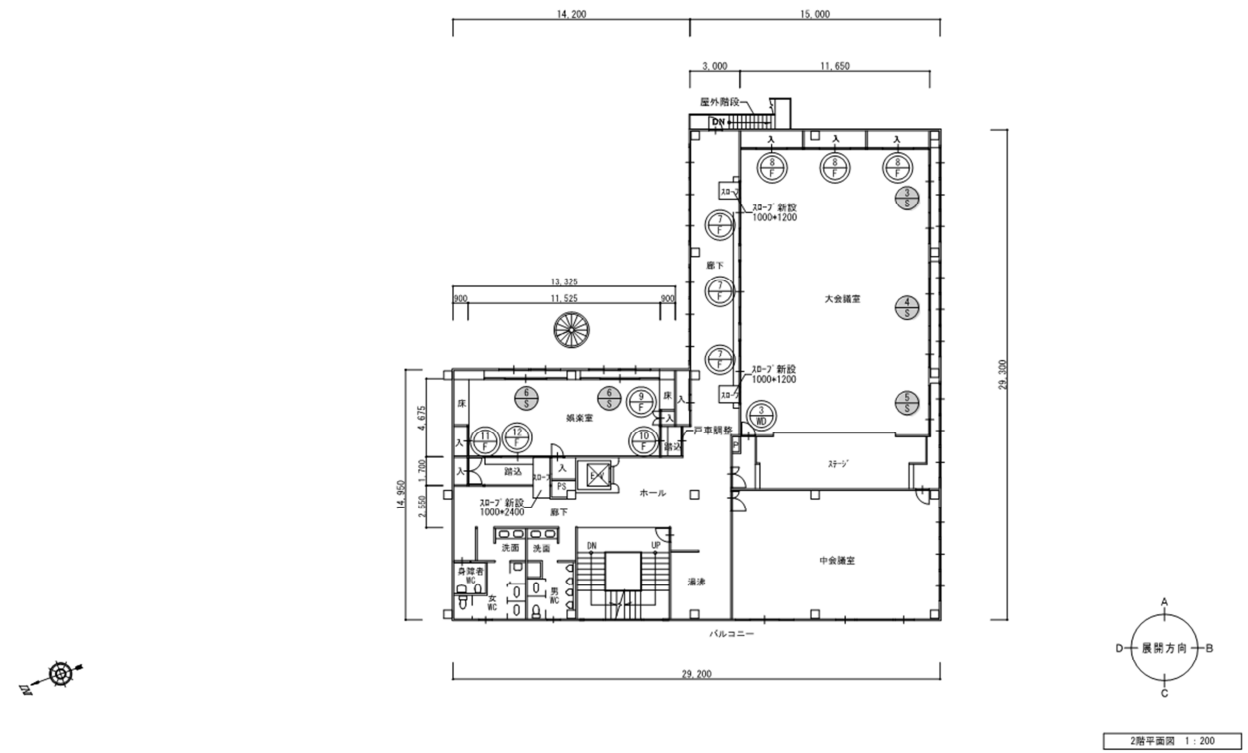


付近見取図

1級建築士登録第304900号 安谷 深美			住空間デザイン	カノン設計室	TITLE 浦安地区公民館移転改修工事	NO A — 3
DATE	CHIEF	DRAW R4.2	KANNON	TEL 0858-52-1175 FAX 0858-52-1176	配置図、付近見取り図、工事概要 S=1:500	DRAWING NO



1級建築士登録第304900号 安谷 深美			住空間デザイン	カノン設計室	TITLE	NO
DATE	CHIEF	DRAW	KANNON	TEL 0858-52-1176 FAX 0858-52-1176	浦安地区公民館移転改修工事	A
		R4.2			改修1階平面図	14
					S=1:200	DRAWING NO



1級建築士登録第304900号 安谷 深美			住空間デザイン	カノン設計室	TITLE	NO
DATE	CHIEF	DRAW	KANNON	TEL 0858-52-1176 FAX 0858-52-1176	浦安地区公民館移転改修工事	A
		R4.2			改修2階平面図	15
					S=1:200	DRAWING NO

令和5年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第42号	議案名	建設工事請負契約の変更について(赤碕ふれあい広場遊具施設外リニューアル工事)			
目的	令和4年7月1日の議会において議決され本契約として成立した、赤碕ふれあい広場遊具施設外リニューアル工事について、工期の変更を行いたいため、地方自治法の規定に基づき、工事請負変更契約の締結を行うもの。					
内容	<p>1 概要 工事完成期限を令和5年3月31日から令和5年6月15日に変更するもの。</p> <p>2 変更理由 新型コロナウイルス感染拡大による就労制限及び世界的な材料供給網の混乱により、遊具制作に遅れが生じているため。</p> <p>3 当初契約内容(参考)</p> <p>(1) 工事名 赤碕ふれあい広場遊具施設外リニューアル工事 (2) 工事場所 東伯郡琴浦町大字別所253番地外 (3) 工事完成期限 令和5年3月17日 (4) 請負金額 150,260,000円(変更なし) (5) 契約の方法 一者特命随意契約 (6) 契約者 ア 住所 広島県福山市御幸町大字中津原1787番地1 イ 氏名 タカオ株式会社</p> <p>4 第1回変更契約内容(参考)</p> <p>(1) 工事完成期限 令和5年3月31日</p>					
補足事項						

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第43号	議案名	財産の取得に係る変更契約の締結について(除雪ドーザー)		
目的	除雪ドーザーを購入するに当たり、財産の取得に係る変更契約の締結について、議会の議決を得るもの。				
内容	<p>除雪ドーザーの購入契約を令和4年6月17日に締結したが、世界的な部品供給不足により製品の完成に遅れが生じているため、財産の取得に係る変更契約の締結について、議会の議決を得るものである。</p> <p>1 取得財産 除雪ドーザー 2 契約金額 23,320,000円(変更なし) 3 受注者 有限会社吉村オートサービス 4 契約日 令和4年6月17日 5 納期限 当初：令和5年3月31日 変更：令和5年12月1日</p>				
補足事項					

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	企画政策課	種別	その他
議案番号	議案第44号	議案名	琴浦町三本杉ふるさと分校及び琴浦町南部ふるさと広場の指定管理者の指定について		
目的	令和5年4月からの指定管理者と指定の期間を定めるもの。				
内容	1 指定管理者及び指定管理期間				
	指定管理者		指定管理期間		
	三本杉ふるさと分校管理委員会 委員長 曾根下 裕一		令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで 3年間		
	2 指定理由 三本杉ふるさと分校管理委員会は平成18年から当施設の指定管理者として適正な維持管理に努め、地域の交流の促進など、関係業務に係る良好な実績もあることから、指定管理者に指定するもの。 指定期間は、令和5年4月1日から3年間とする。				
補足事項					

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	商工観光課	種別	その他				
議案番号	議案第45号	議案名	琴浦町八橋ふれあいセンターの指定管理者の指定について						
目的	令和5年4月からの指定管理者と指定の期間を定めるもの。								
内容	<p>1 指定管理者及び指定管理期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定管理者</th> <th>指定管理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やばせ振興会 会長 杉川貴英</td> <td>令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで 3年間</td> </tr> </tbody> </table>					指定管理者	指定管理期間	やばせ振興会 会長 杉川貴英	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで 3年間
	指定管理者	指定管理期間							
やばせ振興会 会長 杉川貴英	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで 3年間								
<p>2 指定理由</p> <p>やばせ振興会は平成18年から当施設の指定管理者として適正な維持管理に努め、地域住民の交流親睦、JR八橋駅の乗降者の便宜などに尽力をし、関係業務に係る良好な実績もあることから、指定管理者に指定するもの。</p> <p>指定期間は令和5年4月1日から3年間とする。</p>									
補足事項									

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	建設住宅課	種別	その他				
議案番号	議案第46号	議案名	琴浦町きらり団地集会所の指定管理者の指定について						
目的	令和5年4月からの指定管理者と指定の期間を定めるもの。								
内容	<p>1 指定管理者及び指定管理期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定管理者</th> <th>指定管理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>きらり住宅自治会 区長 藤井直優</td> <td>令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで 10年間</td> </tr> </tbody> </table>					指定管理者	指定管理期間	きらり住宅自治会 区長 藤井直優	令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで 10年間
	指定管理者	指定管理期間							
きらり住宅自治会 区長 藤井直優	令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで 10年間								
<p>2 指定理由</p> <p>きらり住宅自治会は平成25年から当施設の指定管理者として適正な維持管理に努め、地域の交流の促進など、関係業務に係る良好な実績もあることから、指定管理者に指定するもの。</p> <p>指定期間は令和5年4月1日から10年間とする。</p>									
補足事項									

令和5年3月定例議会 議案概要		担当課	社会教育課	種別	その他				
議案番号	議案第47号	議案名	琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について						
目的	令和5年4月からの指定管理者と指定の期間を定めるもの。								
内容	<p>1 指定管理者及び指定管理期間</p> <table border="1"> <tr> <td>指定管理者</td> <td>指定管理期間</td> </tr> <tr> <td>鳥取中央農業協同組合 代表者 代表理事組合長 栗原 隆政</td> <td>令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで 1年間</td> </tr> </table>					指定管理者	指定管理期間	鳥取中央農業協同組合 代表者 代表理事組合長 栗原 隆政	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで 1年間
	指定管理者	指定管理期間							
鳥取中央農業協同組合 代表者 代表理事組合長 栗原 隆政	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで 1年間								
<p>2 指定理由</p> <p>平成19年2月1日から当施設の指定管理者として、施設利用者に平等かつ安定した提供を行い、良好な収支バランスで運営をされたこと、前所有者として設備等の管理に精通し、施設の効用を最大限に発揮しているなど、維持管理業務に積極的に尽力されたことによる良好な実績が認められるほか、今後も継続して管理を安定して行うことができる財政状況、体制を有するため。</p> <p>指定期間は令和5年4月1日から1年間とする。</p>									
補足事項									

令和5年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第48号	議案名	個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について			
目的	個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、鳥取県個人情報保護審査会へ審査会事務の委託を行うため、規約を定めるもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>改正後の個人情報保護に関する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、今まで町単独で設置していた琴浦町個人情報保護審査会を廃止し、鳥取県が設置する鳥取県個人情報保護審査会へ事務委託を行う。鳥取県と琴浦町で規約を定める協議を行うことにつき、議決を求めるもの。</p> <p>2 審査会事務内容</p> <p>(1) 開示決定等に対する審査請求があった際、長の諮問に応じて審査し答申する。</p> <p>(2) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的知見に基づく意見を聴くことが必要な際、長の諮問に応じて協議し答申する。</p> <p>3 費用負担</p> <p>鳥取県個人情報保護審査会への事務委託料</p> <p>※案件があった場合のみ負担</p> <p>(1) 審査請求分</p> <p>事務局人件費分 256 千円</p> <p>委員報酬等 63 千円</p> <p>(2) 諮問分</p> <p>事務局人件費 96 千円</p> <p>委員報酬等 32 千円</p>					
補足事項						